

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年1月18日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柏木 茂介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替 ヘッジなし） シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替 ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替 ヘッジなし） 2,000億円を上限とします。 シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替 ヘッジあり） 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（１年決算型）Ａコース（為替ヘッジなし）

シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（１年決算型）Ｂコース（為替ヘッジあり）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（１年決算型）Ａコース（為替ヘッジなし）」を「Ａコース（為替ヘッジなし）」、「シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（１年決算型）Ｂコース（為替ヘッジあり）」を「Ｂコース（為替ヘッジあり）」ということがあります。

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。  
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、2,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （５）【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### （６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （７）【申込期間】

2019年1月19日から2019年4月17日までとします。

当ファンドは、2019年4月19日をもって信託期間が終了いたします。

### （８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

( 9 ) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

( 10 ) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

( 11 ) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

( 12 ) 【その他】

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

世界の国債、政府機関債、社債などに投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

<シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）>

## 1) 商品分類

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	その他	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	( )	アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

## <シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）>

### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (限定ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファミリーファンド	なし
	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	その他	中南米	ファミリーファンド	なし
	( )	アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	ファミリーファンド	なし
		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

### <商品分類の定義>

#### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

(1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

## 2. 投資対象地域による区分

(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 3. 投資対象資産による区分

(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

### < 補足として使用する商品分類 >

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### < 属性区分の定義 >

#### 1. 投資対象資産による属性区分

##### (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

##### (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

##### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

#### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

#### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

## 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

### ① 世界の国債、政府機関債、社債などを主要投資対象とします。

■ ファンドは実質的に投資する投資信託証券（以下「投資対象ファンド」という場合があります。）を通じて投資を行います。  
※投資対象ファンドにおいては、効率的な運用を行うために、債券先物、為替先渡取引、スワップ取引やオプション取引等のデリバティブ取引や為替予約取引を活用することがあります。

#### 1 各種債券・通貨に分散投資し、柔軟な資産配分によって収益機会を確保

主に世界の各種債券や通貨などに幅広く投資し、投資比率の配分を柔軟に変更することで、利息収入（インカム・ゲイン）と値上がり益（キャピタル・ゲイン）からなる、トータル・リターンを最大化を追求します。

#### 2 機動的にリスクをコントロールすることで、安定的な収益の成長を下支え

市場環境に応じて機動的にリスクをコントロールし、金利上昇や為替変動などによる下落リスクの低減を図りつつ、長期的に安定した収益を目指します。

#### 3 シュローダーの債券運用の力を結集

シュローダー・グループのグローバル・ネットワークを活用し、運用を行います。

※上記については、投資対象ファンドの内容を含みます。

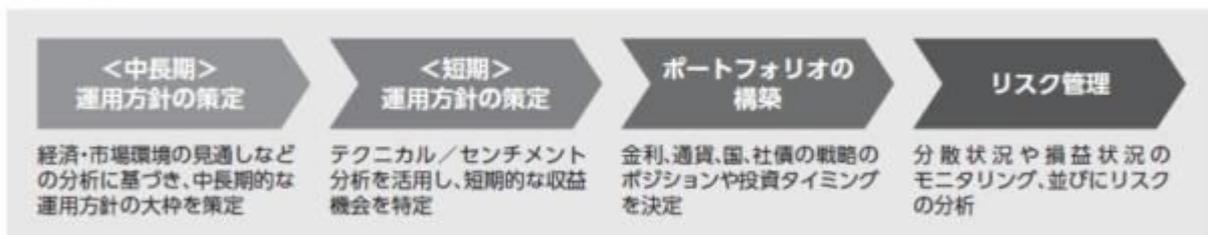
### ② 為替ヘッジ対応が異なる、2つのコースから選択いただけます。

■ Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建て資産については、為替ヘッジは行いません。

■ Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

## 運用プロセス

債券の調査・分析に基づく情報の中から、最良と思われる投資アイデアを選別し、資産配分の決定とポートフォリオ全体のリスク管理を行います。



※上記はシュローダー・グローバル債券戦略マザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラス」投資証券に係るシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※上記運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

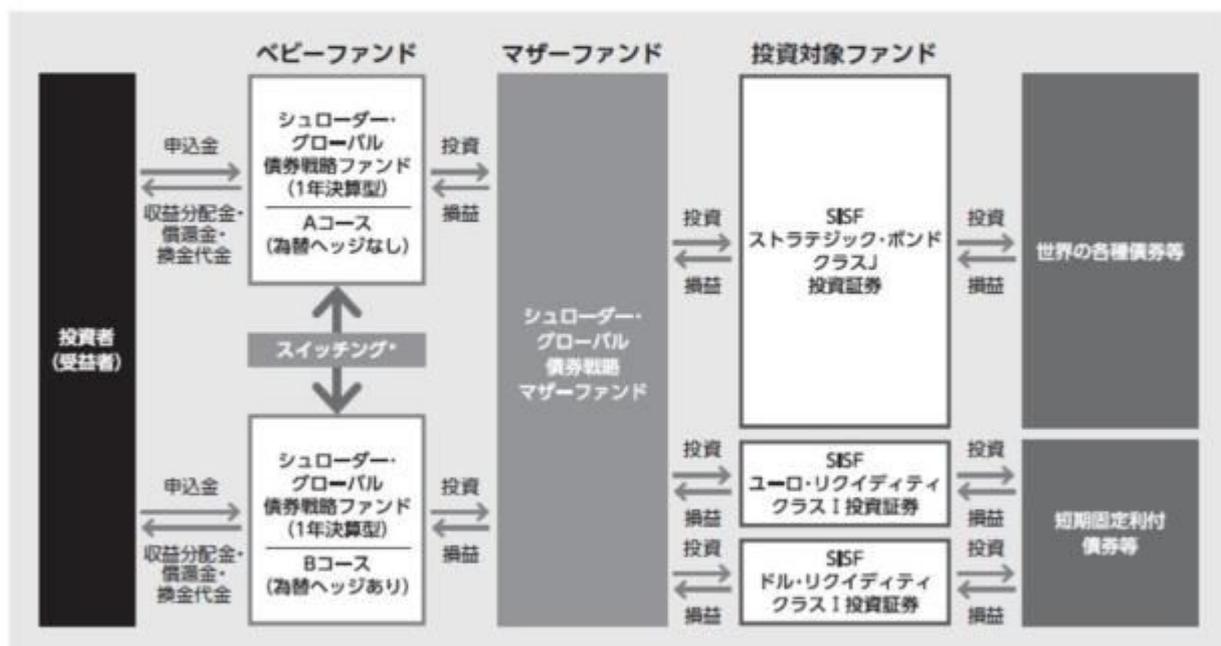
## ファンドの仕組み

- ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。
- また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券(投資対象ファンド)は以下となります。

- 投資比率が高位に保たれる投資信託証券(主要投資対象ファンド)  
主として世界の各種債券等に投資し、市場環境に応じて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券  
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド\* ストラテジック・ボンド クラス」投資証券
- 投資比率が低位に保たれる投資信託証券  
主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券  
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド\* ユーロ・リクイディティ クラス」投資証券  
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド\* ドル・リクイディティ クラス」投資証券

\*「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。



\*スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

※本書において「直接利用」や「直接投資」とは、ベビーファンドやマザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資行為をいいます。また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**主な投資制限**

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。
- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

**分配方針**

年1回の決算時(原則4月20日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市場動向等を勘案し委託会社が決定します。  
なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**信託金限度額**

- ・ Aコース（為替ヘッジなし）とBコース（為替ヘッジあり）合わせて1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

**(2) 【ファンドの沿革】**

2014年 4月25日

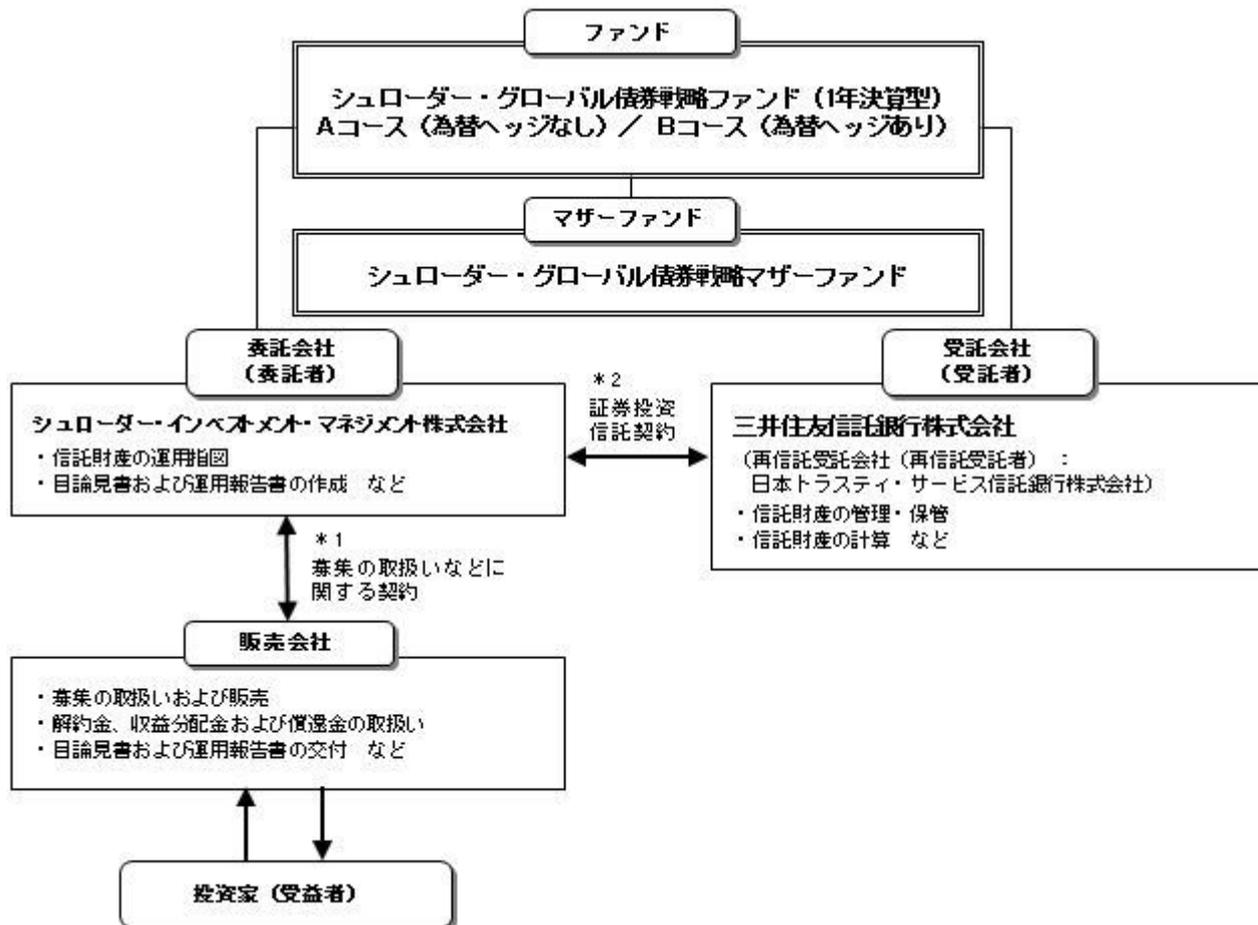
・信託契約締結、設定、運用開始

2019年 4月19日

・信託終了（償還）予定

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



\*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

\*2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2018年10月末現在）

## 1) 資本金

490百万円

## 2) 沿革

1985年12月10日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

1991年12月20日 : シュローダー投信株式会社設立

1997年 4月 1日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

2007年 4月 3日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

2012年 6月29日 : シュローダー・インベストメント・マネージメント株式会社（以下「当社」といいます。）に商号を変更

## 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
-----	-----	------	------

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2Y 5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス 1	9,800株	100%
---------------------------------	--------------------------------------	--------	------

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に世界の国債、政府機関債、社債等に投資し、デリバティブを使って効率的な運用を行います。

Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主な投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 金銭債権

ハ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲等

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの

3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、

委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図、有価証券売却等の指図、資金の借入、担保権の設定を行うことができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資態度	<p>投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を通じて世界の国債、政府機関債、社債等に投資し、デリバティブを使って効率的な運用を行います。なお、指定投資信託証券は別に定めます。</p> <p>指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市況動向および資金動向を勘案して決定するものとし、原則として世界の国債、政府機関債、社債等に投資し、デリバティブを使って効率的な運用を行う指定投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。</p> <p>別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。</p> <p>外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた時ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少した時には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブの直接利用は行いません。</p> <p>投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。</p> <p>約款および規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券の信託財産の純資産総額の50%以内とします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

<参考：指定投資信託証券の概要>

2018年10月末現在における投資対象ファンドの概要です。

投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ 投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / 米ドル建て	
主な投資対象	世界の政府および企業が発行する固定利付債券および変動利付債券	
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>主として世界の政府および企業が発行する固定利付債券および変動利付債券への投資を通じて、運用資産の成長を目指します。また、絶対収益追求型の運用手法により、いかなる投資環境においても年間リターンがプラスになることを目指します。</p> <p>収益の獲得を保証するものではなく、運用資産が下落するリスクがあります。</p> <p>ベンチマークにとらわれないファンドであり、特定のベンチマークを参照することなく運用されます。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界の政府、政府系機関、国際機関および企業が発行する様々な通貨建ての固定利付債券および変動利付債券への投資割合は純資産の2/3以上とします。</li> <li>偶発転換社債への投資割合は純資産の10%以下とします。</li> <li>投資適格未満（S&amp;P グローバル・レーティングによる格付あるいは他社同等格付）の債券への投資割合は純資産の50%以下とします。</li> <li>世界の投資適格（もしくは準投資適格）の資産担保証券や商業不動産担保証券、住宅ローン担保証券への投資割合は純資産の100%以下とします。これらの担保には、クレジット・カード売上債権、個人貸付債権、自動車ローン債権、小規模ビジネス・ローン債権、リース債権、商業不動産担保証券、住宅ローン担保証券が含まれることがあります。</li> <li>収益の追求、運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引（トータル・リターン・スワップを含む）を買い建て、売り建て共に活用することがあります。 投資戦略の効率的な分散および適切なリスク目標の達成のため、高いレバレッジを伴うデリバティブ取引を活用することがあります。ただし、借入れを伴うレバレッジは用いません。</li> <li>トータル・リターン・スワップは原則として純資産の10%に収まる範囲で活用し、最大でも純資産の30%を超えることはありません。また、当該スワップの原資産はファンドの投資対象資産に限定します。</li> <li>短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。</li> </ul>	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2014年4月16日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / ユーロ建て	
主な投資対象	ユーロ建ての高格付け短期固定利付債券	
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>主としてユーロ建ての高格付け短期固定利付債券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮に入れる）、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて調整されるものを前提とします。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することがあります。</li> <li>・短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。</li> </ul>	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2002年5月22日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人 / 米ドル建て	
主な投資対象	米ドル建ての高格付け短期固定利付債券	
運用の基本方針 および主な投資制限	<p>主として米ドル建ての高格付け短期固定利付債券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮に入れる）、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて調整されるものを前提とします。</p> <p>欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引を活用することがあります。</li> <li>・短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。</li> </ul>	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	

決算日	12月31日	
設定日	2002年7月4日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社	J.P.モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

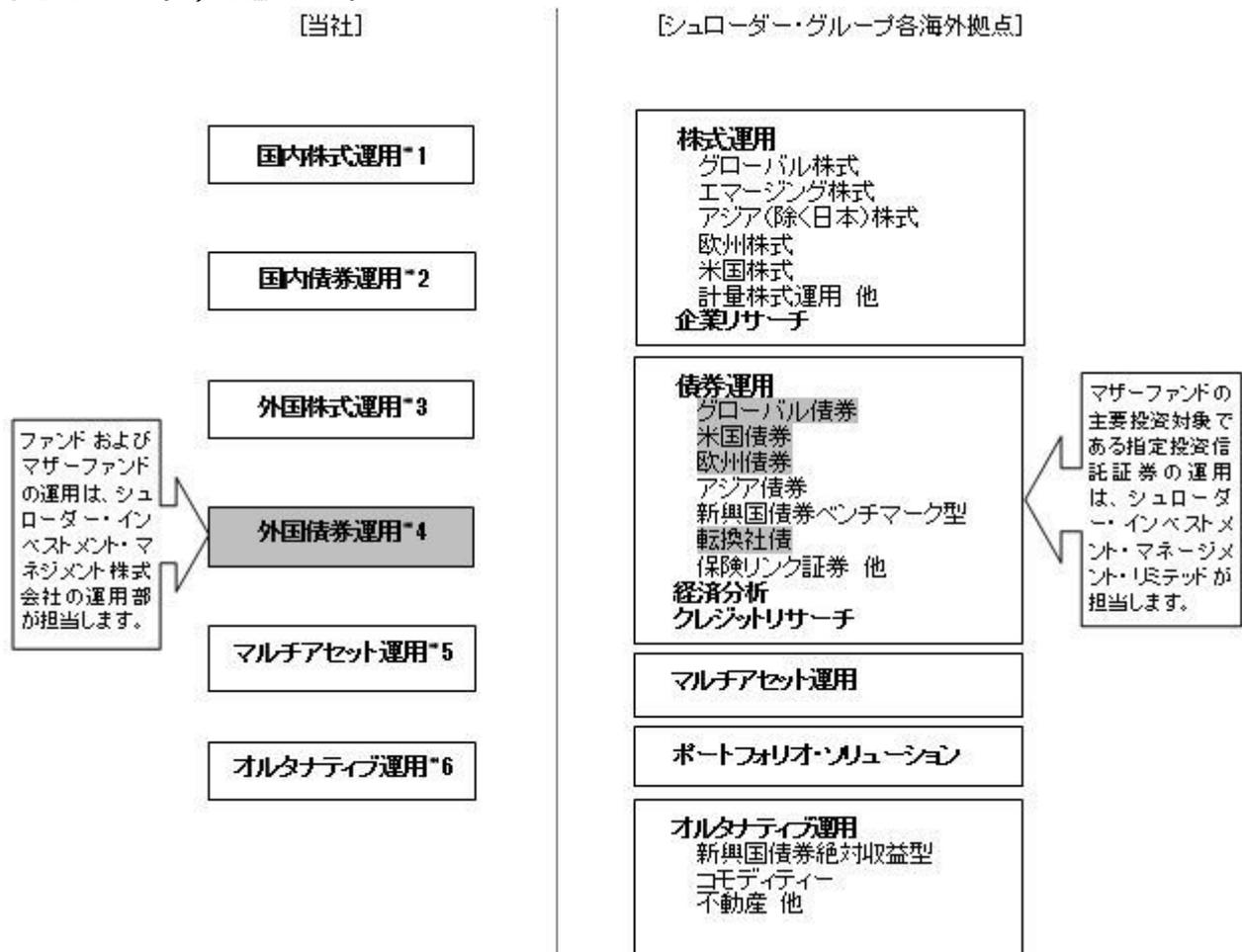
上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

### （３）【運用体制】

#### 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国債券運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



- \*1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- \*2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- \*3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

- \*4 外国債券運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図
- \*5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図
- \*6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託(委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社)、国内投資信託の運用指図

#### 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部や口座担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

#### 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時(毎年4月20日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日)に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。
- 2) 分配金額は、1)の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### 収益分配金の支払い

###### <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

###### <分配金受取りコース(一般コース)>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図および範囲  
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。  
ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。  
ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 7) 公社債の借入れの指図および範囲  
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。  
ロ) イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。  
ニ) イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- 8) 資金の借入  
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。  
ロ) イ)の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。  
1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内  
2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内  
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の100分の10を超えない額の範囲内  
ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。  
ニ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。  
ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### 法令による投資制限

- 1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議

決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

## 2) デリバティブ取引等の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行ないません。

## 3【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク

- ・ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したのではなく、それ以外のリスクも存在する場合がありますことにつきご留意ください。

#### 公社債の価格変動リスク

##### 1) 金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

##### 2) 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

#### 外国証券への投資に伴うリスク

##### 1) 為替変動リスク

###### < Aコース（為替ヘッジなし）>

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

###### < Bコース（為替ヘッジあり）>

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産については、為替変動リスク低減のために米ドルと対円での為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、ヘッジ対象通貨と日本の金利差相当程度の為替ヘッジコストがかかります。また、米ドル以外の通貨の資産にも投資を行いますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

##### 2) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制等が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

#### デリバティブ取引のリスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産においてはデリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デ

デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動することがあります。デリバティブの価格がファンドに不利な方向に変動した場合、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

デリバティブの中には高いレバレッジが内包されているものもあり、レバレッジがかかった分、原資産の価格変動がデリバティブの価格に対して増幅され、さらに大きなデリバティブの価格変動につながる可能性があります。デリバティブの価格がファンドに不利な方向に変動した場合、基準価額が大きく下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと）によりファンドが損失を被る可能性があります。

#### ハイ・イールド債券への投資リスク

相対的に信用格付が低いハイ・イールド債券への投資は、信用リスク、流動性リスク等のリスクが相対的に高くなります。これらのリスク要因により債券価格が短期間に大きく下落することがあり、これが基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、投資時点で投資適格債であっても、債券の発行体の財務状況が悪化した場合、またはその可能性が予想される場合には、格付機関により発行体およびその債務に対する信用格付が引き下げられ、ハイ・イールド債券（非投資適格債）になる可能性があります。

#### 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

#### <その他の留意事項>

##### 換金に関する制限

- 1) 信託期間中であっても、下記のいずれかに該当する場合は、換金の申込みを受付けません。
  - ・国内の休業日
  - ・ロンドン証券取引所の休業日
  - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
  - ・ルクセンブルク証券取引所の休業日
  - ・ロンドンの銀行の休業日
  - ・ニューヨークの銀行の休業日
  - ・ルクセンブルクの銀行の休業日
- 2) マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合（12月24日等）には、換金の申込みを受け付けないことがあります。
- 3) 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

##### ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

##### 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### 収益分配金に関する留意事項

- 1) ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- 2) 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- 3) 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 4) 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 信託の途中終了

信託契約の一部解約により、Aコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)それぞれの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の大幅な変動などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

#### 買付・換金の中止

金融商品取引所<sup>\*</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)が生じた場合には、受益権の買付、換金の各申込みの受付を中止すること、あるいはすでに受付けた当該申込みの受付を取り消すことがあります。

\*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

#### 運用の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

#### 運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

#### 店頭デリバティブ取引に適用される制限に関する留意点

店頭デリバティブ取引等の国際的な規制強化を受けて、一定のデリバティブ取引について、取引所等において取引し清算機関を通じて決済することが、また一定の店頭デリバティブ取引について清算機関における清算と証拠金の提供が求められることとなります。さらに一定の清算機関を通さない非清算店頭デリバティブ取引については、取引当事者間での証拠金の授受が求められることとなります。ファンドが店頭デリバティブ取引等を活用する場合、当該規制による店頭デリバティブ・ディーラーのコスト増を受けた運用管理費用の増大や、証拠金拠出に備えた現金等の保有比率の高まりによる投資対象資産の組入比率の低下等により、ファンドの投資目的達成に悪影響を及ぼす可能性があります。また、清算ブローカーや清算機関が支払不能又は債務不履行に陥った場合、ファンドが拠出した証拠金が回収できなくなり、清算金の返金が遅れる可能性があります。この他、規制対象とならない店頭デリバティブ取引を行う場合、規制対象のデリバティブ取引に比べ、信用リスクや決済リスクその他のリスクが複雑なものとなる可能性があります。

#### 現金等の組入に関する留意事項

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

## (2) リスク管理体制

### ファンドの運用リスク管理

#### <シュローダー・グループ全体の運用リスク管理>

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされてい

ます。

#### 内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

#### 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

#### 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）<sup>\*</sup> 準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的実施されています。

\* グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

上記体制は2018年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 参考情報

## Aコース(為替ヘッジなし)

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年11月末～2018年10月末



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

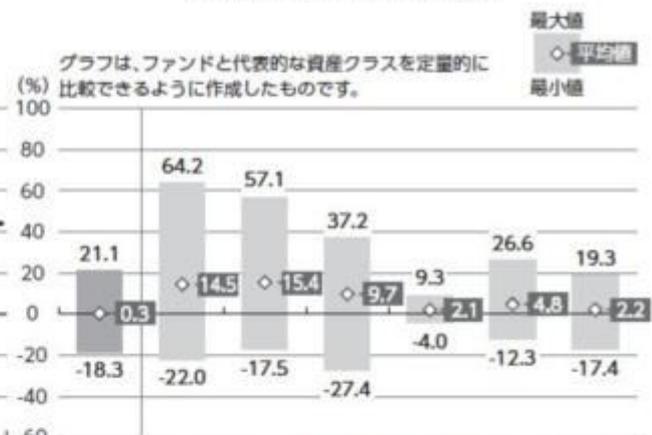
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2015年4月から2018年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2013年11月末～2018年10月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2013年11月から2018年10月の5年間(当ファンドは2015年4月から2018年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

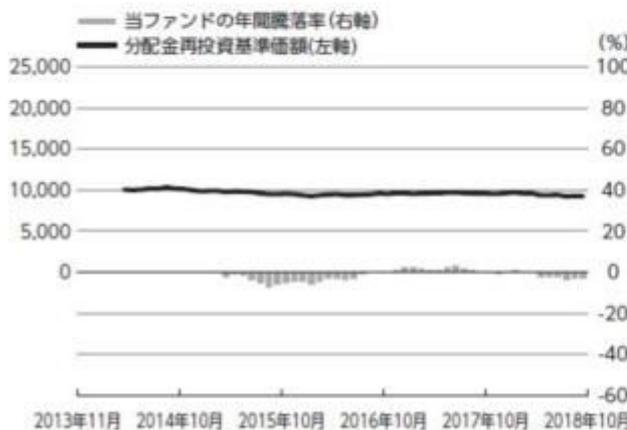
※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## Bコース(為替ヘッジあり)

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2013年11月末～2018年10月末



2013年11月 2014年10月 2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

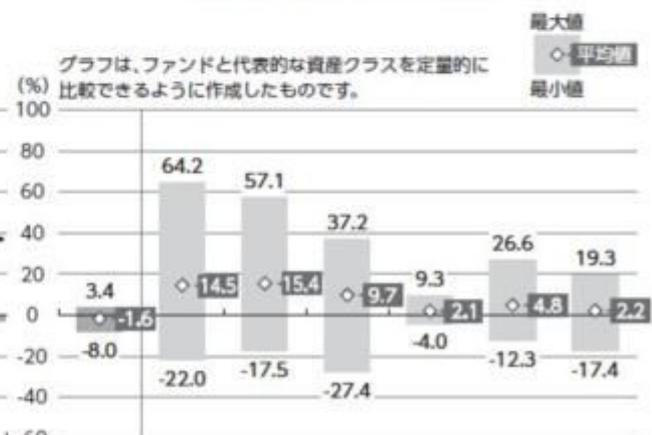
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※年間騰落率は、2015年4月から2018年10月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2013年11月末～2018年10月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2013年11月から2018年10月の5年間(当ファンドは2015年4月から2018年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み,円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本,円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み,円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み,円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み,円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本,円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本,円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料(スイッチングの際の申込手数料を含みます。)につきましては、販売会社が定めるものとします。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.24%(税抜3.00%)を上限として販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率1.323%(税抜1.225%)を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

配分(年率/税抜)		役務の内容
委託会社	0.60%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	0.60%	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	0.025%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
投資対象ファンド (投資運用会社)	ありません。	—
実質的な 運用管理費用 (税込)	<u>年率1.323%</u> (税抜1.225%)	—

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、マザーファンドが組入れる投資対象ファンド（投資運用会社）の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率1.323%（税抜1.225%）となります。

#### 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

組入有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額

その他の諸費用およびこれらに係る消費税等相当額。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- 1) 監査費用
- 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
- 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
- 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
- 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
- 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
- 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
- 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
- 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 10) 格付の取得に要する費用

委託会社は、上記の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.108%（税抜0.10%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかにかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.108%（税抜0.10%）を上限としてこれを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されることで、ファンドの基準価額に反映されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

マザーファンドが組入れる投資対象ファンドの純資産総額に対して年率0.06%程度（実績値）を管理報

酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

(4) その他の手数料等のうち、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記(3)および(4)の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。

個人受益者の場合

### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

<sup>\*</sup> 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元

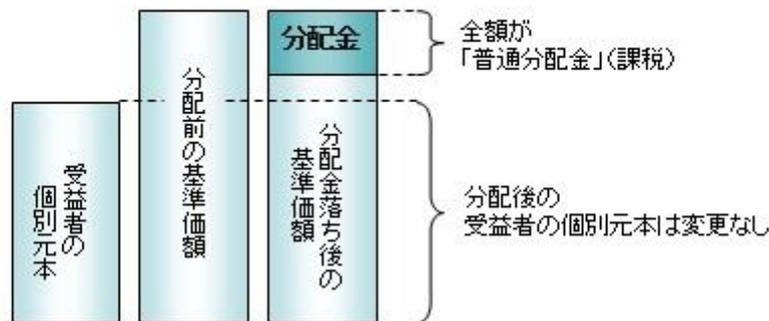
本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

## 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

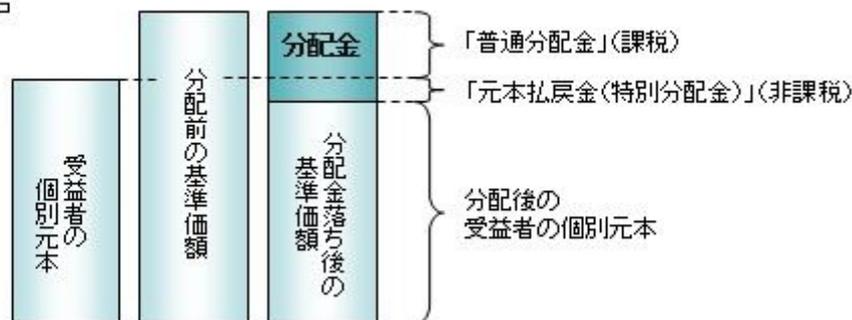
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

### <分配金に関するイメージ図>

#### イ) の場合



#### ロ)、ハ) の場合



米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」といいます。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」といいます。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPFPI」といいます。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

上記は2018年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2018年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## （1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,880,084	100.03
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		2,406	0.03
合計（純資産総額）		6,877,678	100.00

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	5,850,412	1.1408	6,674,608	1.1760	6,880,084	100.03

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2015年 4月20日)	6	6	1.1619	1.1619

第2計算期間末 (2016年 4月20日)	6	6	1.0305	1.0305
第3計算期間末 (2017年 4月20日)	6	6	1.0646	1.0646
第4計算期間末 (2018年 4月20日)	6	6	1.0771	1.0771
2017年10月末日	6		1.1142	
11月末日	6		1.0998	
12月末日	6		1.1074	
2018年 1月末日	5		1.0827	
2月末日	6		1.0770	
3月末日	6		1.0577	
4月末日	6		1.0881	
5月末日	6		1.0576	
6月末日	6		1.0779	
7月末日	6		1.0901	
8月末日	6		1.0721	
9月末日	6		1.1044	
10月末日	6		1.1022	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2014年 4月25日～2015年 4月20日	0.0000
第2期	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第3期	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000
第4期	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000
当中間期	2018年 4月21日～2018年10月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2014年 4月25日～2015年 4月20日	16.19
第2期	2015年 4月21日～2016年 4月20日	11.31
第3期	2016年 4月21日～2017年 4月20日	3.31
第4期	2017年 4月21日～2018年 4月20日	1.17
当中間期	2018年 4月21日～2018年10月20日	2.33

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2014年 4月25日 ~ 2015年 4月20日	19,953,239	14,738,602
第2期	2015年 4月21日 ~ 2016年 4月20日	8,559,514	7,878,863
第3期	2016年 4月21日 ~ 2017年 4月20日	1,718,941	1,382,950
第4期	2017年 4月21日 ~ 2018年 4月20日	1,432,405	1,830,776
当中間期	2018年 4月21日 ~ 2018年10月20日	735,416	357,884

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

### 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(1年決算型)Bコース(為替ヘッジあり)】

以下の運用状況は2018年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	7,579,332	102.19
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		162,447	2.19
合計(純資産総額)		7,416,885	100.00

#### (2)【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	6,445,011	1.1406	7,351,180	1.1760	7,579,332	102.19

##### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	102.19
合計	102.19

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2015年 4月20日)	5	5	0.9835	0.9835
第2計算期間末 (2016年 4月20日)	5	5	0.9386	0.9386
第3計算期間末 (2017年 4月20日)	6	6	0.9591	0.9591
第4計算期間末 (2018年 4月20日)	7	7	0.9656	0.9656
2017年10月末日	6		0.9600	
11月末日	6		0.9553	
12月末日	7		0.9531	
2018年 1月末日	7		0.9642	
2月末日	7		0.9699	
3月末日	7		0.9600	
4月末日	7		0.9593	
5月末日	7		0.9352	
6月末日	7		0.9360	
7月末日	7		0.9406	
8月末日	7		0.9226	
9月末日	7		0.9288	
10月末日	7		0.9267	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2014年 4月25日～2015年 4月20日	0.0000
第2期	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第3期	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000
第4期	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000
当中間期	2018年 4月21日～2018年10月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2014年 4月25日～2015年 4月20日	1.65
第2期	2015年 4月21日～2016年 4月20日	4.57
第3期	2016年 4月21日～2017年 4月20日	2.18

第4期	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.68
当中間期	2018年 4月21日～2018年10月20日	3.19

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

#### （４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2014年 4月25日～2015年 4月20日	13,322,244	7,866,097
第2期	2015年 4月21日～2016年 4月20日	2,242,106	1,461,792
第3期	2016年 4月21日～2017年 4月20日	846,798	292,325
第4期	2017年 4月21日～2018年 4月20日	1,913,471	790,852
当中間期	2018年 4月21日～2018年10月20日	90,165	109

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

#### （参考）

#### シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

以下の運用状況は2018年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	18,230,964	97.57
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		454,526	2.43
合計（純資産総額）		18,685,490	100.00

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund Strategic Bond Class J	1,062.71	17,750.10	18,863,216	17,154.06	18,229,796	97.56
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.09	12,833.33	1,155	12,977.77	1,168	0.01

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.57
合 計	97.57

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 参考情報

#### 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

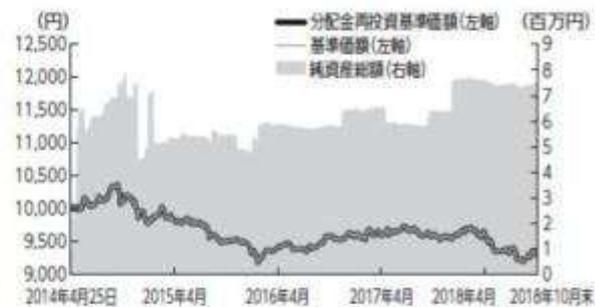
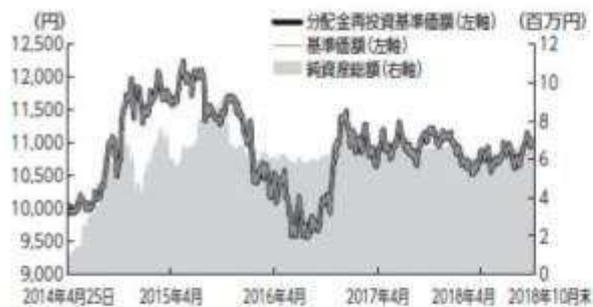
### ■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移

#### Aコース（為替ヘッジなし）

基準価額	11,022円
純資産総額	7百万円

#### Bコース（為替ヘッジあり）

基準価額	9,267円
純資産総額	7百万円



※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※設定日:2014年4月25日

## 分配の推移

### ■ 分配金(1万口当たり、税引前)

決算期	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	設定来累計
Aコース	0円	0円	0円	0円	0円
Bコース	0円	0円	0円	0円	0円

## 主要な資産の状況

### ■ 資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ストラテジック・ボンド クラスJ投資証券	投資証券	97.6
	シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ドル・リクイディティ クラスI投資証券	投資証券	0.0

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。

※債券種別構成比はマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ストラテジック・ボンド クラスJ投資証券」の組入状況です。

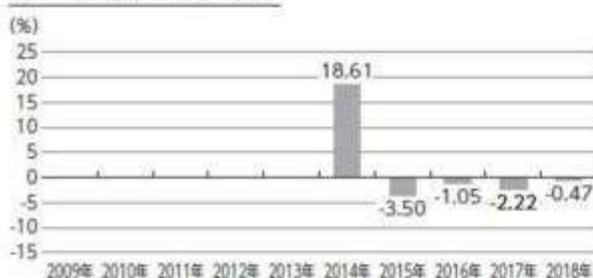
### ■ 債券種別構成比

債券種別	投資比率(%)
投資適格社債*	62.0
モーゲージ債等	16.9
ハイ・イールド社債*	12.8
政府機関債	2.8
国債	1.6
その他(デリバティブ含む)	1.9
キャッシュ等	2.1

\*現物社債のみ

## 年間収益率の推移

#### Aコース（為替ヘッジなし）



#### Bコース（為替ヘッジあり）



※ファンドにベンチマークはありません。

※2014年4月25日が設定日のため、2013年以前の実績はありません。2014年は4月25日から12月未までの騰落率です。

※2018年は1月から10月未までの騰落率です。

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

## (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

## (3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）

シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）

スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

当ファンドは、2019年4月19日をもって信託期間が終了いたします。

## (5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

## (6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。

・国内の休業日

・ロンドン証券取引所の休業日

・ニューヨーク証券取引所の休業日

・ルクセンブルク証券取引所の休業日

・ロンドンの銀行の休業日

・ニューヨークの銀行の休業日

・ルクセンブルクの銀行の休業日

また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合（12月24日等）においても、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

## (8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## (9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

## (10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

## (11) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておら

ず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法(改正済)(以下「歳入法」といいます。)に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託(当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者(および信託が取消不能の場合には信託設定者)が米国人でない信託)、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団(米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。)を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資(コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等)を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体(ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」(1933年証券法に基づきルール501(a)に定義される。)により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。)

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

## 2【換金(解約)手続等】

### <解約請求による換金>

#### (1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

当ファンドは、2019年4月19日をもって信託期間が終了いたします。

#### (2)取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

#### (3)解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付は行ないません。

- ・国内の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合(12月24日等)においても、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで(土、日、祝日は除きます)

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、解約請求(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

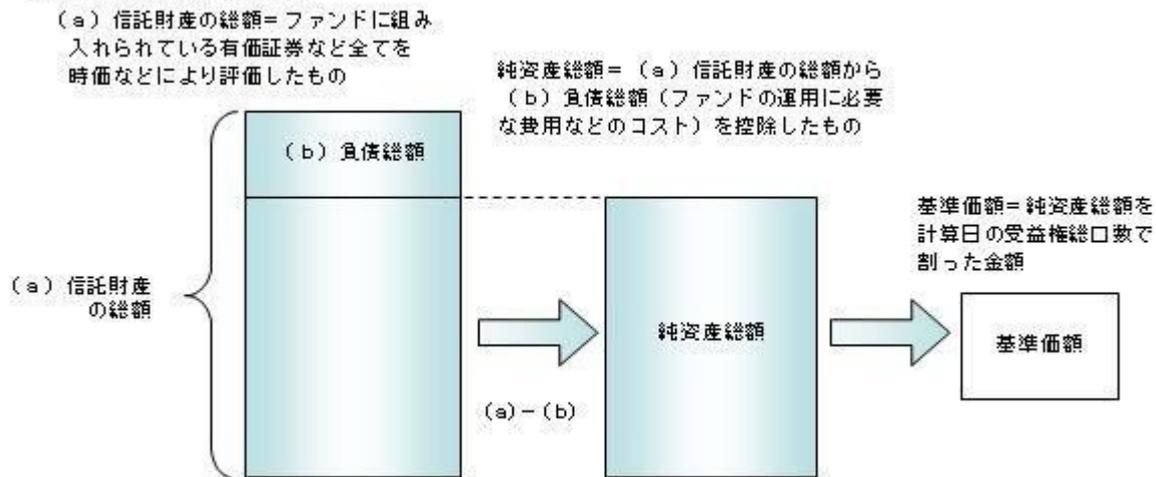
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

## &lt;基準価額算出の流れ&gt;



## 有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

## &lt;主な資産の評価方法&gt;

## マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

## 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。為替予約取引の評価については、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

## 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

## &lt;委託会社の照会先&gt;

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

2019年4月19日までとします（2014年4月25日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4) 【計算期間】

毎年4月21日から翌年4月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

## (5) 【その他】

## 信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - 受益者の解約により各ファンドそれぞれの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合
  - 市場の大幅な変動などにより委託会社が運用を続けることが困難であると判断した場合

八) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

二) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
- 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

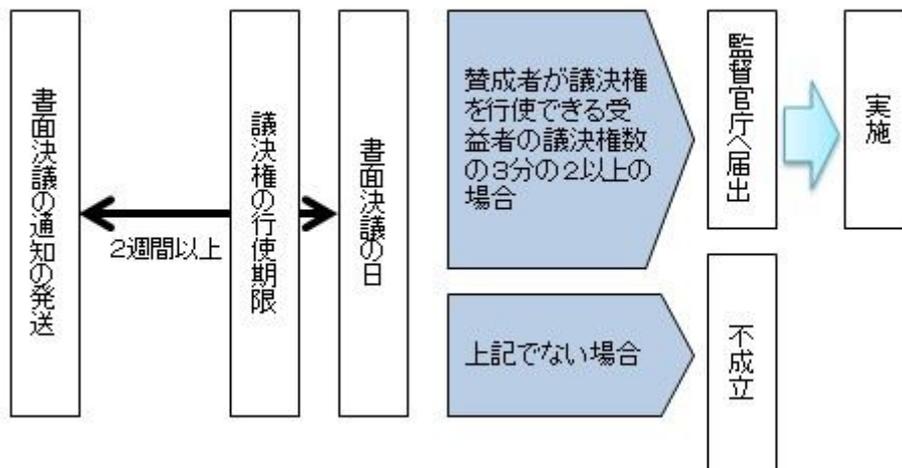
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

## ＜書面決議の主な流れ＞



## 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

## 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

## 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

## (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

## (2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

## (3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成29年4月21日から平成30年4月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 (平成29年 4月20日現在)	第4期 (平成30年 4月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,683,240	6,327,574
未収入金	-	3,019
流動資産合計	6,683,240	6,330,593
資産合計	6,683,240	6,330,593
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	3,019
未払受託者報酬	953	857
未払委託者報酬	45,016	40,825
その他未払費用	3,688	3,342
流動負債合計	49,657	48,043
負債合計	49,657	48,043
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,231,279	5,832,908
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	402,304	449,642
（分配準備積立金）	194,888	208,206
元本等合計	6,633,583	6,282,550
純資産合計	6,633,583	6,282,550
負債純資産合計	6,683,240	6,330,593

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第3期 (自 平成28年 4月21日 至 平成29年 4月20日)	第4期 (自 平成29年 4月21日 至 平成30年 4月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	304,277	194,048
営業収益合計	304,277	194,048
営業費用		
受託者報酬	1,760	1,776
委託者報酬	84,077	85,311
その他費用	6,888	6,986
営業費用合計	92,725	94,073
営業利益又は営業損失 ( )	211,552	99,975
経常利益又は経常損失 ( )	211,552	99,975
当期純利益又は当期純損失 ( )	211,552	99,975
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	59,344	60,622
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	179,693	402,304
剰余金増加額又は欠損金減少額	119,621	133,459
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	119,621	133,459
剰余金減少額又は欠損金増加額	49,218	125,474
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	49,218	125,474
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	402,304	449,642

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

	第3期 [平成29年 4月20日現在]	第4期 [平成30年 4月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,895,288円	6,231,279円
期中追加設定元本額	1,718,941円	1,432,405円
期中解約元本額	1,382,950円	1,830,776円
2. 受益権の総数	6,231,279口	5,832,908口

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第3期 自 平成28年 4月21日 至 平成29年 4月20日	第4期 自 平成29年 4月21日 至 平成30年 4月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（102,042円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（207,416円）及び分配準備積立金（92,846円）より、分配対象収益は402,304円（1万口当たり645.59円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（64,161円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（241,436円）及び分配準備積立金（144,045円）より、分配対象収益は449,642円（1万口当たり770.85円）ですが、分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 平成28年 4月21日 至 平成29年 4月20日	第4期 自 平成29年 4月21日 至 平成30年 4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 [平成29年 4月20日現在]	第4期 [平成30年 4月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第3期（平成29年 4月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	244,486円
合計	244,486円

第4期（平成30年 4月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	128,690円
合計	128,690円

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第3期 [平成29年 4月20日現在]	第4期 [平成30年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	1.0646円	1.0771円
(1万口当たり純資産額)	(10,646円)	(10,771円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	5,547,098	6,327,574	
合計		5,547,098	6,327,574	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(1年決算型)Bコース(為替ヘッジあり)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第3期 (平成29年 4月20日現在)	第4期 (平成30年 4月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,425,192	7,752,419
派生商品評価勘定	140,031	-
流動資産合計	6,565,223	7,752,419
資産合計	6,565,223	7,752,419
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	60,368
未払金	7,006	-
未払受託者報酬	855	992
未払委託者報酬	40,561	46,160
その他未払費用	3,339	3,770
流動負債合計	51,761	111,290
負債合計	51,761	111,290
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,790,934	7,913,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	277,472	272,424
(分配準備積立金)	197,235	228,857
元本等合計	6,513,462	7,641,129
純資産合計	6,513,462	7,641,129
負債純資産合計	6,565,223	7,752,419

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第3期 (自 平成28年 4月21日 至 平成29年 4月20日)	第4期 (自 平成29年 4月21日 至 平成30年 4月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	311,692	146,918
為替差損益	84,877	15,251
営業収益合計	226,815	162,169
営業費用		
受託者報酬	1,615	1,775
委託者報酬	78,085	85,013
その他費用	17,215	17,756
営業費用合計	96,915	104,544
営業利益又は営業損失 ( )	129,900	57,625
経常利益又は経常損失 ( )	129,900	57,625
当期純利益又は当期純損失 ( )	129,900	57,625
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	3,466	3,267
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	382,847	277,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,744	32,330
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,744	32,330
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,803	81,640
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,803	81,640
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	277,472	272,424

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第3期 [平成29年 4月20日現在]	第4期 [平成30年 4月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,236,461円	6,790,934円
期中追加設定元本額	846,798円	1,913,471円
期中解約元本額	292,325円	790,852円
2. 受益権の総数	6,790,934口	7,913,553口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は277,472円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は272,424円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第3期 自 平成28年 4月21日 至 平成29年 4月20日	第4期 自 平成29年 4月21日 至 平成30年 4月20日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（86,018円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（58,855円）及び分配準備積立金（111,217円）より、分配対象収益は256,090円（1万口当たり377.09円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（54,292円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（125,635円）及び分配準備積立金（174,565円）より、分配対象収益は354,492円（1万口当たり447.93円）ですが、分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	第3期 自 平成28年 4月21日 至 平成29年 4月20日	第4期 自 平成29年 4月21日 至 平成30年 4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第3期 [平成29年 4月20日現在]	第4期 [平成30年 4月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引

	<p>「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

第3期（平成29年 4月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	270,126円
合計	270,126円

第4期（平成30年 4月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	103,219円
合計	103,219円

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第3期（平成29年 4月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	6,263,583	-	6,123,552	140,031
	米ドル	6,263,583	-	6,123,552	140,031
合計		6,263,583	-	6,123,552	140,031

第4期（平成30年 4月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	7,265,956	-	7,326,324	60,368
	米ドル	7,265,956	-	7,326,324	60,368
合計		7,265,956	-	7,326,324	60,368

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第3期 [平成29年 4月20日現在]	第4期 [平成30年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	0.9591円	0.9656円

(1万口当たり純資産額)	(9,591円)	(9,656円)
--------------	----------	----------

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	6,796,195	7,752,419	
合計		6,796,195	7,752,419	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

当ファンドは「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

## シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

	(平成29年 4月20日現在)	(平成30年 4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	515,456

コール・ローン	884,877	-
投資証券	16,390,589	17,757,484
流動資産合計	17,275,466	18,272,940
資産合計	17,275,466	18,272,940
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	191	-
未払金	425,295	-
未払解約金	-	3,019
未払利息	2	-
その他未払費用	3	10
流動負債合計	425,491	3,029
負債合計	425,491	3,029
純資産の部		
元本等		
元本	15,159,843	16,015,956
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	1,690,132	2,253,955
元本等合計	16,849,975	18,269,911
純資産合計	16,849,975	18,269,911
負債純資産合計	17,275,466	18,272,940

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成29年 4月20日現在]	[平成30年 4月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	14,635,483円	15,159,843円
期中追加設定元本額	3,403,099円	3,801,481円
期中解約元本額	2,878,739円	2,945,368円

元本の内訳 ファンド名		
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）	1,546,204円	1,513,089円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）	1,820,177円	2,159,574円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）	6,012,812円	5,547,098円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）	5,780,650円	6,796,195円
計	15,159,843円	16,015,956円
2. 受益権の総数	15,159,843口	16,015,956口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

	自 平成28年 4月21日 至 平成29年 4月20日	自 平成29年 4月21日 至 平成30年 4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	[平成29年 4月20日現在]	[平成30年 4月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

(平成29年 4月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	362,818円
合計	362,818円

(平成30年 4月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	284,266円

合計	284,266円
----	----------

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成29年 4月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	425,447	-	425,256	191
	米ドル	425,447	-	425,256	191
合計		425,447	-	425,256	191

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（平成30年 4月20日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	[平成29年 4月20日現在]	[平成30年 4月20日現在]
1口当たり純資産額	1.1115円	1.1407円

(1万口当たり純資産額)	(11,115円)	(11,407円)
--------------	-----------	-----------

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	Schroder International Selection Fund Strategic Bond Class J	1,052.89	165,206.44	
		Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.09	10.20	
	米ドル 小計		1,052.98	165,216.64 (17,757,484)	
合計				17,757,484 (17,757,484)	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ストラテジック・ボンドクラスJ投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティクラスI投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍ドル建て外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書の原文の一部を委託会社が翻訳したものであります。

### シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ストラテジック・ボンド 2017年12月期報告書

#### 2017年12月31日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・  
ファンド・ストラテジック・ボンド  
(米ドル)

#### 資産

##### 投資

有価証券取得価額	1,258,331,010
未実現評価益/(損)	21,540,617
<b>有価証券評価額</b>	<b>1,279,871,627</b>

##### 未実現評価益/(損)

外国為替先渡契約	(10,581,066)
先物契約	7,110,688
金利スワップ契約	86,627
インフレーションスワップ契約	1,299,136
トータル・リターン・スワップ契約	(191,168)
クレジット・デフォルト・スワップ契約	(1,596,188)
	<b>1,275,999,656</b>

銀行預金	61,365,615
未収追加金	1,322,926
未収配当金および未収利息	9,962,485
オプションおよびスワップオプションの正味時価評価額	10,761,831
<b>資産計</b>	<b>1,359,412,513</b>

#### 負債

有価証券未払金	4,215,000
外国為替先渡契約に係る未払証拠金	3,531,969
未払解約金	594,717
未払配当金	891,561
未払運用報酬	354,973
その他未払金	537,509

## 負債計

10,125,729

## 純資産総額

1,349,286,784

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・  
ファンド・ストラテジック・ボンド  
(米ドル)

## 純資産総額

1,349,286,784

2017年12月31日現在

## 発行済投資証券口数

2017年12月31日現在

Class A Dis	232,704
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	421,038
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	32,694
Class A Dis HKD	-
Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class AX Dis AUD Hedged	-
Class AX Dis SGD Hedged	-
Class AX Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	427,234
Class C Dis	1,940
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	70
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class CX Dis	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-

Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	44
Class IA Dis	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class IZ Dis EUR Hedged	-
Class IZ Dis GBP Hedged	-
Class J Dis	967
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	14
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	107,915
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	252,695
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	7,939
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	559,042
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	10,003
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-

Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	219,763
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	304,159
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	70,398
Class C Acc AUD	-
Class C Acc AUD Hedged	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	500
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	560,691
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	14,596
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	92
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class CN Acc	-
Class CN Acc EUR Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	1,504,364
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	69,018
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	2,762,559
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class IA Acc	-
Class IA Acc GBP Hedged	-
Class IB Acc	-
Class IC Acc	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-

Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class IZ Acc GBP Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	64,306
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	154,256
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

---

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・  
ファンド・ストラテジック・ボンド  
(米ドル)

---

一口当たり純資産価額

2017年12月31日現在	Class A Dis	92.5521
	Class A Dis AUD	-
	Class A Dis AUD Hedged	-
	Class A Dis CHF	-
	Class A Dis CHF Hedged	-
	Class A Dis EUR	-
	Class A Dis EUR Hedged	105.6913
	Class A Dis GBP	-
	Class A Dis GBP Hedged	103.0358
	Class A Dis HKD	-

Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class AX Dis AUD Hedged	-
Class AX Dis SGD Hedged	-
Class AX Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	100.4634
Class C Dis	109.6049
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	142.7082
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class CX Dis	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	150.7249
Class IA Dis	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class IZ Dis EUR Hedged	-
Class IZ Dis GBP Hedged	-
Class J Dis	153.5823
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	111.5221
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-

Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	101.0813
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	144.9395
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	96.6233
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	133.6988
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	1,077.6059
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	135.6550
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	125.1131
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	154.8193
Class C Acc AUD	-
Class C Acc AUD Hedged	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	98.7813
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	142.8878
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	148.3428
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	1,077.9594
Class C Acc USD	-

Class C Acc USD Hedged	-
Class CN Acc	-
Class CN Acc EUR Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	170.7047
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	157.5268
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	157.7184
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class IA Acc	-
Class IA Acc GBP Hedged	-
Class IB Acc	-
Class IC Acc	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class IZ Acc GBP Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-

Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	136.6521
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	126.0902
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

各クラスの一割当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

## 2017年12月31日現在の投資有価証券明細表

### シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ ストラテジック・ボンド

株式数または元本額	公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
<b>アルゼンチン</b>		<b>22,139,432</b>	<b>1.64</b>
USD 6,660,000	Provincia de Buenos Aires, Reg. S 7.875% 15/06/2027	7,391,301	0.55
USD 13,865,000	Provincia de Cordoba, 144A 7.125% 01/08/2027	14,748,131	1.09
<b>オーストラリア</b>		<b>12,237,972</b>	<b>0.91</b>
GBP 1,500,000	BHP Billiton Finance Ltd., Reg. S, FRN 6.5% 22/10/2077	2,375,149	0.18
EUR 6,700,000	BHP Billiton Finance Ltd., Reg. S, FRN 5.625% 22/10/2079	9,862,823	0.73
<b>オーストリア</b>		<b>8,725,320</b>	<b>0.65</b>
EUR 5,300,000	BAWAG PSK Bank fuer Arbeit und Wirtschaft und Oesterreichische Postsparkasse AG, Reg. S 8.125% 30/10/2023	8,725,320	0.65
<b>ブラジル</b>		<b>11,562,998</b>	<b>0.86</b>
USD 9,577,000	Petrobras Global Finance BV 7.375% 17/01/2027	10,554,477	0.78
USD 870,000	Vale Overseas Ltd. 6.25% 10/08/2026	1,008,521	0.08
<b>カナダ</b>		<b>1,755,382</b>	<b>0.13</b>
USD 650,000	Barrick North America Finance LLC 5.7% 30/05/2041	793,910	0.06
USD 945,000	Canadian Natural Resources Ltd. 3.85% 01/06/2027	961,472	0.07
<b>ケイマン諸島</b>		<b>3,618,607</b>	<b>0.27</b>
USD 455,000	Cedar Funding IV CLO Ltd., FRN, Series 2014-4A 'AR', 144A 2.543% 23/07/2030	458,102	0.04

USD	591,000	Mountain View CLO X Ltd., FRN, Series 2015-10A 'A1', 144A 2.859% 13/10/2027	592,293	0.04
USD	2,557,000	Shackleton CLO Ltd., FRN, Series 2016-9A 'A', 144A 2.863% 20/10/2028	2,568,212	0.19
<b>フランス</b>			<b>2,880,838</b>	<b>0.21</b>
GBP	1,900,000	Orange SA, Reg. S, FRN 5.75% Perpetual	2,880,838	0.21
<b>ドイツ</b>			<b>14,540,344</b>	<b>1.08</b>
EUR	1,700,000	EnBW Energie Baden-Wuerttemberg AG, Reg. S, FRN 3.375% 05/04/2077	2,197,198	0.16
USD	12,400,000	Landesbank Baden-Wuerttemberg, Reg. S 2.125% 31/01/2020	12,343,146	0.92
<b>インド</b>			<b>27,221,422</b>	<b>2.02</b>
INR	820,000,000	India Government Bond 7.72% 25/05/2025	13,118,459	0.97
INR	860,000,000	India Government Bond 8.33% 09/07/2026	14,102,963	1.05
<b>アイルランド</b>			<b>15,773,870</b>	<b>1.17</b>
EUR	8,700,000	Allied Irish Banks plc, Reg. S, FRN 4.125% 26/11/2025	11,360,607	0.84
USD	657,000	Bank of Ireland Group plc, Reg. S, FRN 4.125% 19/09/2027	655,357	0.05
EUR	298,000	Bank of Ireland, Reg. S 1.25% 09/04/2020	366,692	0.03
USD	3,115,000	Fly Leasing Ltd. 5.25% 15/10/2024	3,122,242	0.23
GBP	198,583	Small Business Origination Loan Trust DAC, Reg. S, FRN, Series 2016-1 'A' 2.696% 15/12/2024	268,972	0.02
<b>イタリア</b>			<b>33,899,111</b>	<b>2.51</b>
USD	9,670,000	Enel SpA, FRN, 144A 8.75% 24/09/2073	12,034,267	0.89
GBP	7,133,000	Enel SpA, Reg. S, FRN 7.75% 10/09/2075	11,128,422	0.82
GBP	450,000	Enel SpA, Reg. S, FRN 6.625% 15/09/2076	699,590	0.05
EUR	105,000	Schumann SpA, Reg. S 7% 31/07/2023	129,152	0.01
GBP	4,350,000	Telecom Italia SpA 6.375% 24/06/2019	6,323,713	0.47
USD	3,752,000	Wind Tre SpA, 144A 5% 20/01/2026	3,583,967	0.27
<b>ルクセンブルグ</b>			<b>769,865</b>	<b>0.06</b>
EUR	638,000	Eurofins Scientific SE, Reg. S, FRN 3.25% Perpetual	769,865	0.06
<b>オランダ</b>			<b>16,814,711</b>	<b>1.24</b>
USD	858,000	Constellium NV, 144A 5.75% 15/05/2024	879,450	0.06
GBP	9,734,000	Koninklijke KPN NV, Reg. S, FRN 6.875% 14/03/2073	14,474,073	1.07
USD	1,425,000	Shell International Finance BV 3.25% 11/05/2025	1,461,188	0.11
<b>ペルー</b>			<b>1,385,772</b>	<b>0.10</b>
USD	1,318,000	Petroleos del Peru SA, 144A 5.625% 19/06/2047	1,385,772	0.10

<b>南アフリカ</b>			<b>7,190,102</b>	<b>0.53</b>
GBP	4,900,000	Investec plc, Reg. S 4.5% 05/05/2022	7,190,102	0.53
<b>スペイン</b>			<b>16,365,694</b>	<b>1.21</b>
USD	1,600,000	Banco Santander SA 3.125% 23/02/2023	1,591,064	0.12
EUR	7,900,000	Bankia SA, Reg. S, FRN 4% 22/05/2024	9,863,541	0.73
EUR	1,100,000	Codere Finance 2 Luxembourg SA, Reg. S 6.75% 01/11/2021	1,396,723	0.10
EUR	800,000	Grupo-Antolin Irausa SA, Reg. S 3.25% 30/04/2024	1,000,484	0.07
USD	1,215,000	Telefonica Emisiones SAU 5.213% 08/03/2047	1,375,467	0.10
EUR	900,000	Telefonica Europe BV, Reg. S, FRN 3.75% Perpetual	1,138,415	0.09
<b>スウェーデン</b>			<b>1,582,491</b>	<b>0.12</b>
EUR	1,305,000	Intrum Justitia AB, Reg. S, FRN 2.625% 15/07/2022	1,582,491	0.12
<b>スイス</b>			<b>3,424,339</b>	<b>0.25</b>
USD	3,467,000	UBS Group Funding Switzerland AG, FRN, 144A 2.859% 15/08/2023	3,424,339	0.25
<b>イギリス</b>			<b>100,775,871</b>	<b>7.47</b>
GBP	250,000	Arrow Global Finance plc, Reg. S 5.125% 15/09/2024	343,293	0.03
GBP	3,886,000	Aviva plc, FRN 5.902% Perpetual	5,722,692	0.42
EUR	3,800,000	Aviva plc, Reg. S, FRN 3.875% 03/07/2044	5,154,225	0.38
GBP	3,314,000	Bank of Scotland Capital Funding LP, Reg. S, FRN 7.754% Perpetual	5,279,553	0.39
USD	1,750,000	Barclays plc 3.684% 10/01/2023	1,775,847	0.13
EUR	7,106,000	BAT Capital Corp., Reg. S, FRN 0.171% 16/08/2021	8,587,141	0.64
GBP	501,000	CYBG plc, Reg. S, FRN 3.125% 22/06/2025	700,856	0.05
GBP	800,000	CYBG plc, Reg. S, FRN 5% 09/02/2026	1,154,195	0.09
GBP	1,404,720	EMF-UK plc, Reg. S, FRN, Series 2008- 1X 'A1A' 1.282% 13/03/2046	1,892,223	0.14
GBP	666,991	Eurosail PRIME-UK plc, Reg. S, FRN, Series 2007-PR1X 'A2' 0.702% 13/09/2045	869,351	0.06
EUR	13,400,000	HSBC Holdings plc, Reg. S, FRN 0.371% 27/09/2022	16,314,064	1.21
GBP	1,694,000	Iceland Bondco plc, Reg. S 4.625% 15/03/2025	2,168,891	0.16
GBP	1,800,000	Jerrold Finco plc, Reg. S 6.25% 15/09/2021	2,507,465	0.19
GBP	1,600,000	Ladbrokes Group Finance plc, Reg. S 5.125% 08/09/2023	2,359,270	0.18
GBP	3,237,000	Lloyds Bank plc, FRN 5.75% 09/07/2025	4,804,658	0.36
GBP	4,498,000	Mortgage Funding plc, Reg. S, FRN, Series 2008-1 'A2' 1.402% 13/03/2046	5,949,003	0.44

EUR	349,625	RMAC Securities No. 1 plc, Reg. S, FRN, Series 2006-NS1X 'A2C' ZCP 12/06/2044	404,481	0.03
GBP	3,458,505	RMAC Securities No. 1 plc, Reg. S, FRN, Series 2006-NS4X 'A3A' 0.462% 12/06/2044	4,525,991	0.34
USD	3,100,000	Royal Bank of Scotland Group plc 3.875% 12/09/2023	3,153,583	0.23
EUR	10,550,000	Royal Bank of Scotland Group plc, Reg. S 5.25% Perpetual	12,838,022	0.95
GBP	1,370,000	TSB Banking Group plc, FRN 5.75% 06/05/2026	2,056,954	0.15
GBP	5,833,000	Unique Pub Finance Co. plc (The), Reg. S 7.395% 28/03/2024	9,051,161	0.67
GBP	2,200,000	William Hill plc, Reg. S 4.875% 07/09/2023	3,162,952	0.23

<b>アメリカ合衆国</b>			<b>347,336,450</b>	<b>25.74</b>
USD	1,950,000	Abbott Laboratories 4.75% 30/11/2036	2,182,450	0.16
USD	291,000	AbbVie, Inc. 2.9% 06/11/2022	291,586	0.02
USD	169,000	AbbVie, Inc. 3.6% 14/05/2025	173,333	0.01
USD	725,000	Aflac, Inc. 4% 15/10/2046	756,799	0.06
USD	1,300,000	Allergan Funding SCS 3.8% 15/03/2025	1,323,205	0.10
USD	1,595,000	American International Group, Inc. 3.3% 01/03/2021	1,626,374	0.12
USD	3,280,000	American Tower Corp., REIT 5% 15/02/2024	3,592,830	0.27
USD	742,000	Amphenol Corp. 3.2% 01/04/2024	745,116	0.05
USD	1,000,000	Anadarko Petroleum Corp. 3.45% 15/07/2024	995,250	0.07
USD	1,280,000	Anadarko Petroleum Corp. 6.6% 15/03/2046	1,640,589	0.12
USD	3,945,000	AT&T, Inc. 4.9% 14/08/2037	3,987,369	0.30
USD	1,583,000	AT&T, Inc. 5.15% 15/03/2042	1,628,630	0.12
USD	885,000	AvalonBay Communities, Inc., REIT 3.35% 15/05/2027	891,244	0.07
USD	2,525,000	Bank of America Corp. 3.875% 01/08/2025	2,656,224	0.20
USD	2,850,000	Becton Dickinson and Co. 3.363% 06/06/2024	2,853,092	0.21
USD	1,274,000	Boston Properties LP, REIT 3.2% 15/01/2025	1,267,974	0.09
USD	560,000	Bunge Ltd. Finance Corp. 3% 25/09/2022	555,635	0.04
USD	2,885,000	Capital One Bank USA NA 3.375% 15/02/2023	2,906,537	0.22
USD	2,735,000	Capital One Financial Corp. 3.05% 09/03/2022	2,751,588	0.20

USD	1,500,000	Cardinal Health, Inc.	3.079%	1,474,702	0.11
		15/06/2024			
USD	543,000	CBL & Associates LP, REIT	4.6%	486,504	0.04
		15/10/2024			
USD	242,000	CBL & Associates LP, REIT	5.95%	225,615	0.02
		15/12/2026			
USD	3,000,000	CHS	6.25%	2,707,905	0.20
		31/03/2023			
USD	2,255,000	Crown Castle International Corp., REIT	3.2%	2,226,260	0.16
		01/09/2024			
USD	370,000	Crown Castle International Corp., REIT	3.7%	370,087	0.03
		15/06/2026			
USD	1,796,000	CVS Health Corp.	3.875%	1,846,988	0.14
		20/07/2025			
USD	710,000	Devon Energy Corp.	3.25%	722,226	0.05
		15/05/2022			
USD	920,000	Devon Energy Corp.	5.85%	1,073,474	0.08
		15/12/2025			
USD	700,000	Digital Realty Trust LP, REIT	3.7%	705,684	0.05
		15/08/2027			
USD	2,195,000	Digital Realty Trust LP, REIT	3.7%	2,212,604	0.17
		15/08/2027			
USD	1,640,000	Discover Bank	4.2%	1,722,435	0.13
		08/08/2023			
USD	905,000	Dow Chemical Co. (The)	4.625%	987,939	0.07
		01/10/2044			
USD	720,000	Duke Realty LP, REIT	3.375%	719,867	0.05
		15/12/2027			
USD	490,000	Eastman Chemical Co.	4.65%	532,547	0.04
		15/10/2044			
USD	7,894,697	ECAF I Ltd., Series 2015-1A 'A1',		7,794,653	0.58
		144A			
		3.473%			
		15/06/2040			
USD	1,615,000	Ecolab, Inc.	3.7%	1,567,039	0.12
		01/11/2046			
USD	1,828,000	Energy Transfer LP	4.05%	1,824,847	0.13
		15/03/2025			
USD	1,135,000	Energy Transfer LP	5.3%	1,123,014	0.08
		15/04/2047			
USD	588,000	Ensco plc	5.75%	405,720	0.03
		01/10/2044			
USD	4,975,000	EQT Corp.	3.9%	4,937,563	0.37
		01/10/2027			
USD	2,260,000	Fidelity National Information		2,359,395	0.17
		Services, Inc.	4.5%		
		15/08/2046			
USD	1,470,000	General Motors Financial Co., Inc.		1,541,170	0.11
		4.375%			
		25/09/2021			
EUR	18,135,000	Goldman Sachs Group, Inc. (The), Reg.		21,854,216	1.62
		S, FRN	0.291%		
		26/09/2023			
USD	605,000	Hartford Financial Services Group,		660,509	0.05
		Inc.			
		(The)	5.125%		
		15/04/2022			
USD	2,175,000	Hewlett Packard Enterprise Co.	3.6%	2,222,894	0.16
		15/10/2020			
USD	1,081,000	Hexcel Corp.	3.95%	1,102,074	0.08
		15/02/2027			
USD	1,445,000	Home Depot, Inc. (The)	4.25%	1,607,772	0.12
		01/04/2046			
USD	735,000	Johnson Controls International plc		799,246	0.06
		4.5%			
		15/02/2047			

USD	1,000,000	JPMorgan Chase & Co., FRN 6.125% Perpetual	1,095,380	0.08
USD	1,135,000	Keysight Technologies, Inc. 4.6% 06/04/2027	1,198,322	0.09
USD	3,530,000	Kinder Morgan, Inc. 4.3% 01/06/2025	3,665,199	0.27
USD	670,000	Kroger Co. (The) 5.15% 01/08/2043	725,575	0.05
USD	905,000	Kroger Co. (The) 4.45% 01/02/2047	903,090	0.07
USD	1,920,000	Lockheed Martin Corp. 4.7% 15/05/2046	2,228,582	0.16
USD	2,710,000	Markel Corp. 3.5% 01/11/2027	2,688,659	0.20
USD	2,705,000	Martin Marietta Materials, Inc. 4.25% 15/12/2047	2,681,710	0.20
USD	1,385,000	McDonald's Corp. 4.875% 09/12/2045	1,592,335	0.12
USD	2,000,000	Medtronic, Inc. 3.15% 15/03/2022	2,047,360	0.15
USD	1,415,000	MetLife, Inc. 6.4% 15/12/2066	1,635,415	0.12
USD	4,000,000	Molson Coors Brewing Co. 1.45% 15/07/2019	3,945,800	0.29
USD	1,225,000	Monsanto Co. 4.4% 15/07/2044	1,303,590	0.10
USD	919,000	Moody's Corp. 2.75% 15/12/2021	921,118	0.07
USD	2,850,000	Morgan Stanley 4% 23/07/2025	2,981,827	0.22
USD	3,779,000	Morgan Stanley 3.875% 27/01/2026	3,921,752	0.29
EUR	14,300,000	Morgan Stanley, FRN 0.371% 08/11/2022	17,399,757	1.29
USD	1,500,000	MPLX LP 5.2% 01/03/2047	1,634,138	0.12
USD	3,000,000	MPT Operating Partnership LP, REIT 5% 15/10/2027	3,071,250	0.23
USD	705,000	Nabors Industries, Inc. 5.5% 15/01/2023	685,281	0.05
USD	1,650,000	Newell Brands, Inc. 3.85% 01/04/2023	1,707,989	0.13
USD	1,670,000	Newell Brands, Inc. 4.2% 01/04/2026	1,744,507	0.13
USD	1,000,000	Noble Energy, Inc. 5.05% 15/11/2044	1,073,955	0.08
USD	250,000	PNC Bank NA 2.95% 23/02/2025	249,588	0.02
USD	3,900,000	Regions Financial Corp. 2.75% 14/08/2022	3,877,321	0.29
USD	365,000	Reynolds American, Inc. 4.45% 12/06/2025	389,158	0.03
USD	2,450,000	Rockwell Collins, Inc. 3.5% 15/03/2027	2,488,575	0.18
USD	530,000	Roper Technologies, Inc. 2.8% 15/12/2021	530,556	0.04
USD	4,500,000	S&P Global, Inc. 3.3% 14/08/2020	4,581,828	0.34
USD	3,140,000	Sherwin-Williams Co. (The) 3.45% 01/06/2027	3,187,210	0.24
USD	2,660,000	Shire Acquisitions Investments Ireland DAC 2.4% 23/09/2021	2,615,033	0.19
USD	1,265,000	SunTrust Banks, Inc. 2.7% 27/01/2022	1,262,128	0.09
USD	3,450,000	SUPERVALU, Inc. 6.75% 01/06/2021	3,453,364	0.26
USD	1,445,000	Tyson Foods, Inc. 3.55% 02/06/2027	1,478,271	0.11
USD	2,550,000	United Rentals North America, Inc. 4.875% 15/01/2028	2,571,012	0.19
USD	3,585,000	US Treasury 2% 30/11/2022	3,549,990	0.26
USD	990,000	US Treasury 3% 15/05/2047	1,034,705	0.08

USD	122,180,000	US Treasury Inflation Indexed 0.125% 15/07/2026	122,504,835	9.08
USD	1,090,000	Valero Energy Corp. 4.9% 15/03/2045	1,241,450	0.09
USD	1,340,000	Ventas Realty LP, REIT 3.125% 15/06/2023	1,328,007	0.10
USD	1,098,000	Verizon Communications, Inc. 2.625% 15/08/2026	1,031,950	0.08
USD	1,124,000	Verizon Communications, Inc. 4.272% 15/01/2036	1,113,805	0.08
USD	2,000,000	Visa, Inc. 2.8% 14/12/2022	2,026,060	0.15
USD	852,000	VMware, Inc. 2.3% 21/08/2020	846,909	0.06
GBP	15,364,000	Wells Fargo & Co., Reg. S 1.375% 30/06/2022	20,640,187	1.53
USD	2,575,000	Williams Partners LP 4% 15/09/2025	2,641,499	0.20
USD	1,230,000	Zoetis, Inc. 3% 12/09/2027	1,199,644	0.09

## 公的取引所への上場承認を受けた

## 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計

650,000,591

48.17

株式数または元本額	その他の規制市場で取引される譲渡可能証券 および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
<b>オーストラリア</b>		<b>997,116</b>	<b>0.07</b>
USD 1,005,000	Boral Finance Pty. Ltd., 144A 3% 01/11/2022	997,116	0.07
<b>バミューダ</b>		<b>1,812,240</b>	<b>0.13</b>
USD 1,825,046	Cronos Containers Program I Ltd., Series 2014-2A 'A', 144A 3.27% 18/11/2029	1,812,240	0.13
<b>カナダ</b>		<b>10,495,107</b>	<b>0.78</b>
USD 3,755,000	Bank of Montreal, FRN 3.803% 15/12/2032	3,728,396	0.28
USD 1,680,000	Bank of Nova Scotia (The), FRN 4.65% Perpetual	1,669,542	0.12
USD 2,710,000	Cenovus Energy, Inc. 4.25% 15/04/2027	2,705,894	0.20
USD 2,295,000	Enbridge, Inc., FRN 6% 15/01/2077	2,391,275	0.18
<b>ケイマン諸島</b>		<b>34,535,726</b>	<b>2.56</b>
USD 5,345,000	Carbone CLO Ltd., FRN, Series 2017-1A 'A1', 144A 2.809% 20/01/2031	5,344,909	0.40
USD 1,776,000	Dryden 37 Senior Loan Fund, FRN, Series 2015-37A 'AR', 144A 2.459% 15/01/2031	1,776,000	0.13
USD 2,323,000	Galaxy XIX CLO Ltd., FRN, Series 2015- 19A 'A1R', 144A 2.585% 24/07/2030	2,340,174	0.17
USD 2,964,000	Goldentree Loan Management US CLO 2 Ltd., FRN, Series 2017-2A 'A', 144A 2.724% 28/11/2030	2,973,686	0.22
USD 1,471,000	LCM 26 Ltd., FRN, Series 26A 'A1', 144A ZCP 20/01/2031	1,471,000	0.11

USD	1,103,000	LCM XV LP, FRN, Series 15A 'AR', 144A 2.603% 20/07/2030	1,112,389	0.08
USD	2,777,000	Madison Park Funding XVIII Ltd., FRN, Series 2015-18A 'A1R', 144A 2.553% 21/10/2030	2,798,030	0.21
USD	2,783,000	Madison Park Funding XXVI Ltd., FRN, Series 2017-26A 'AR', 144A 2.523% 29/07/2030	2,806,937	0.21
USD	2,492,000	Magnetite XVIII Ltd., FRN, Series 2016- 18A 'A', 144A 2.715% 15/11/2028	2,509,897	0.19
USD	2,717,666	Sharps SP I LLC Net Interest Margin, Series 2006-HE3N 'NA', 144A 6.4% 25/06/2036	2	-
USD	1,687,000	SOUND POINT CLO XVII, FRN, Series 2017-3A 'A1A', 144A 2.58% 20/10/2030	1,690,556	0.12
USD	2,744,000	Sound Point CLO XVIII Ltd., FRN, Series 2017-4A 'A1', 144A ZCP 20/01/2031	2,744,000	0.20
USD	2,686,000	THL Credit Wind River CLO Ltd., FRN, Series 2013-2A 'AR', 144A 2.584% 18/10/2030	2,710,655	0.20
USD	1,697,000	THL Credit Wind River CLO Ltd., FRN, Series 2017-3A 'A', 144A 2.489% 15/10/2030	1,701,180	0.13
USD	2,555,000	Voya CLO Ltd., FRN, Series 2017-4A 'A1', 144A 2.514% 15/10/2030	2,556,311	0.19
<b>フランス</b>			<b>16,909,386</b>	<b>1.25</b>
USD	13,822,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA, 144A 2.2% 20/07/2020	13,720,823	1.02
USD	2,610,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA, 144A 2.7% 20/07/2022	2,593,426	0.19
USD	595,000	BPCE SA, 144A 3% 22/05/2022	595,137	0.04
<b>ドイツ</b>			<b>3,275,461</b>	<b>0.24</b>
USD	2,115,000	EMD Finance LLC, 144A 2.95% 19/03/2022	2,124,644	0.16
USD	1,145,000	Siemens Financieringsmaatschappij NV, 144A 2.7% 16/03/2022	1,150,817	0.08
<b>アイルランド</b>			<b>1,392,188</b>	<b>0.10</b>
USD	565,000	James Hardie International Finance DAC, 144A 4.75% 15/01/2025	572,063	0.04
USD	810,000	James Hardie International Finance DAC, 144A 5% 15/01/2028	820,125	0.06
<b>イタリア</b>			<b>2,691,094</b>	<b>0.20</b>
EUR	513,000	Bormioli Pharma Bidco SpA, Reg. S, FRN 3.5% 15/11/2024	621,135	0.05
USD	665,000	Enel Finance International NV, 144A 4.75% 25/05/2047	717,821	0.05

	USD	1,330,000	UniCredit SpA, 144A 3.75% 12/04/2022	1,352,138	0.10
<b>日本</b>				<b>661,760</b>	<b>0.05</b>
	USD	675,000	Sumitomo Life Insurance Co., FRN, 144A 4% 14/09/2077	661,760	0.05
<b>ルクセンブルグ</b>				<b>1,839,767</b>	<b>0.14</b>
	EUR	1,500,000	Kleopatra Holdings 1 SCA, Reg. S 8.5% 30/06/2023	1,839,767	0.14
<b>マレーシア</b>				<b>10,620,747</b>	<b>0.79</b>
	MYR	42,570,000	Malaysia Government Bond 3.654% 31/10/2019	10,620,747	0.79
<b>メキシコ</b>				<b>7,817,434</b>	<b>0.58</b>
	USD	550,000	Petroleos Mexicanos 5.625% 23/01/2046	509,949	0.04
	USD	6,670,000	Petroleos Mexicanos, Reg. S 6.5% 13/03/2027	7,307,485	0.54
<b>オランダ</b>				<b>3,571,745</b>	<b>0.27</b>
	USD	1,665,000	Constellium NV, 144A 5.875% 15/02/2026	1,698,300	0.13
	USD	1,750,000	Cooperatieve Rabobank UA 4.625% 01/12/2023	1,873,445	0.14
<b>スペイン</b>				<b>39,234,886</b>	<b>2.91</b>
	EUR	33,020,000	Spain Government Bond, Reg. S, 144A 1.45% 31/10/2027	39,234,886	2.91
<b>スイス</b>				<b>35,648,563</b>	<b>2.64</b>
	USD	2,070,000	Credit Suisse Group AG, FRN, 144A 2.997% 14/12/2023	2,045,512	0.15
	USD	2,350,000	Glencore Funding LLC, 144A 4.125% 30/05/2023	2,435,258	0.18
	USD	26,957,000	UBS AG, Reg. S, FRN 1.959% 01/12/2020	27,008,623	2.00
	USD	3,970,000	UBS Group Funding Switzerland AG, 144A 4.125% 24/09/2025	4,159,170	0.31
<b>イギリス</b>				<b>11,580,202</b>	<b>0.86</b>
	USD	6,145,000	BAT Capital Corp., 144A 3.222% 15/08/2024	6,128,316	0.46
	GBP	2,000,000	IDH Finance plc, Reg. S, FRN 6.526% 15/08/2022	2,473,216	0.18
	USD	3,000,000	Standard Chartered plc, 144A 2.1% 19/08/2019	2,978,670	0.22
<b>アメリカ合衆国</b>				<b>402,657,180</b>	<b>29.84</b>
	USD	200,000	Aegis Asset Backed Securities Trust, FRN, Series 2005-4 'M1' 2.002% 25/10/2035	199,746	0.01
	USD	1,918,000	Amazon.com, Inc., 144A 2.8% 22/08/2024	1,910,146	0.14
	USD	3,795,000	American Axle & Manufacturing, Inc., 144A 6.5% 01/04/2027	4,027,444	0.30
	USD	782,085	AmeriCredit Automobile Receivables Trust, Series 2016-2 'A2A' 1.42% 08/10/2019	781,869	0.06
	USD	4,270,000	Amgen, Inc. 2.65% 11/05/2022	4,257,510	0.32

USD	2,500,000	Analog Devices, Inc. 3.125% 05/12/2023	2,514,963	0.19
USD	475,000	Andeavor 3.8% 01/04/2028	474,838	0.03
USD	820,000	Andeavor 4.5% 01/04/2048	823,887	0.06
USD	955,000	Arch Capital Finance LLC 5.031% 15/12/2046	1,111,687	0.08
USD	1,145,000	AT&T, Inc., 144A 4.1% 15/02/2028	1,143,992	0.08
USD	3,500,000	Bank of America Corp., FRN 3.705% 24/04/2028	3,588,883	0.27
USD	1,650,000	Bank of America Corp., FRN 4.443% 20/01/2048	1,851,036	0.14
USD	3,000,000	Bank of America Corp., FRN 6.25% Perpetual	3,305,130	0.24
USD	1,648,563	Bayview Commercial Asset Trust, FRN, Series 2007-2A 'A1', 144A 1.508% 25/07/2037	1,573,732	0.12
USD	2,810,000	BB&T Corp. 2.85% 26/10/2024	2,793,056	0.21
USD	425,000	Blackbird Capital Aircraft Lease Securitization Ltd., STEP, Series 2016- 1A 'AA', 144A 2.487% 16/12/2041	420,812	0.03
USD	3,850,000	BWAY Holding Co., 144A 5.5% 15/04/2024	4,018,611	0.30
USD	3,080,000	Cabela's Credit Card Master Note Trust, FRN, Series 2013-2A 'A2', 144A 2.127% 16/08/2021	3,090,427	0.23
USD	2,711,000	CCO Holdings LLC, 144A 5.875% 01/04/2024	2,832,426	0.21
USD	3,000,000	CCO Holdings LLC, 144A 5% 01/02/2028	2,919,000	0.22
USD	609,000	Cheniere Corpus Christi Holdings LLC 5.125% 30/06/2027	629,950	0.05
USD	7,335,000	Citigroup Commercial Mortgage Trust, Series 2016-SMPL 'A', 144A 2.228% 10/09/2031	7,190,788	0.53
USD	13,400,000	Citigroup, Inc., FRN 2.327% 25/04/2022	13,551,219	1.00
USD	5,045,000	Citigroup, Inc., FRN 3.887% 10/01/2028	5,203,312	0.39
USD	1,744,000	Cold Storage Trust, FRN, Series 2017- ICE3 'A', 144A 2.25% 15/04/2036	1,748,924	0.13
USD	3,000,000	CommScope Technologies LLC, 144A 5% 15/03/2027	3,007,500	0.22
USD	1,030,000	Concho Resources, Inc. 3.75% 01/10/2027	1,042,499	0.08
USD	4,580,000	Continental Resources, Inc., 144A 4.375% 15/01/2028	4,517,506	0.33
USD	1,065,000	Cox Communications, Inc., 144A 3.15% 15/08/2024	1,049,211	0.08
USD	3,177,000	CRC Escrow Issuer LLC, 144A 5.25% 15/10/2025	3,207,452	0.24

USD	3,375,000	CrownRock LP, 144A 5.625% 15/10/2025	3,379,387	0.25
USD	1,998,000	CSC Holdings LLC, 144A 5.5% 15/04/2027	2,032,965	0.15
USD	645,000	CyrusOne LP, REIT, 144A 5% 15/03/2024	670,800	0.05
USD	645,000	CyrusOne LP, REIT, 144A 5.375% 15/03/2027	674,025	0.05
USD	2,050,000	Discovery Communications LLC 2.95% 20/03/2023	2,026,794	0.15
USD	2,335,000	DISH DBS Corp. 7.75% 01/07/2026	2,473,279	0.18
USD	2,805,000	Eldorado Resorts, Inc. 6% 01/04/2025	2,948,167	0.22
USD	2,685,000	Energy Transfer Partners LP, FRN 6.625% Perpetual	2,608,531	0.19
USD	1,629,565	FBR Securitization Trust, FRN, Series 2005-2 ' M1 ' 2.049% 25/09/2035	1,632,484	0.12
USD	90,240	FFMLT Trust, FRN, Series 2005-FF8 ' M1 ' 2.287% 25/09/2035	90,831	0.01
USD	1,467,465	FHLMC, FRN ' M3 ' 5.702% 25/01/2025	1,587,639	0.12
USD	647,000	FHLMC, FRN, Series 2015-DNA1 ' M3 ' 4.852% 25/10/2027	727,330	0.05
USD	657,042	FHLMC, FRN, Series 2015-DNA2 ' M2 ' 3.927% 25/12/2027	671,008	0.05
USD	1,957,924	FHLMC, FRN, Series KF38 ' A ' 1.573% 25/09/2024	1,957,923	0.14
USD	1,054,000	FHLMC, FRN, Series KF39 ' A ' 1.692% 25/11/2024	1,053,999	0.08
USD	1,650,000	FHLMC, FRN, Series KF40 ' A ' 1.712% 25/11/2027	1,652,900	0.12
USD	600,000	Fifth Third Bank, FRN 2.265% 27/09/2019	603,753	0.04
USD	2,635,000	First Republic Bank 4.625% 13/02/2047	2,803,811	0.21
USD	2,337,811	Flagstar Mortgage Trust, FRN, Series 2017-2 ' A5 ', 144A 3.5% 25/10/2047	2,368,851	0.18
USD	1,975,223	FNMA, FRN, Series 2014-C04 ' 1M2 ' 6.228% 25/11/2024	2,260,125	0.17
USD	1,589,082	FNMA, FRN, Series 2016-C06 ' 1M1 ' 2.628% 25/04/2029	1,607,292	0.12
USD	1,815,000	Fortive Corp. 4.3% 15/06/2046	1,944,391	0.14
USD	3,795,000	Golden Nugget, Inc., 144A 6.75% 15/10/2024	3,870,900	0.29
USD	22,000,000	Goldman Sachs Group, Inc. (The), FRN 2.405% 27/12/2020	22,093,170	1.64
USD	3,990,000	Goldman Sachs Group, Inc. (The), FRN 2.905% 24/07/2023	3,955,905	0.29
USD	3,910,000	Goldman Sachs Group, Inc. (The), FRN 5% Perpetual	3,862,533	0.29
USD	1,145,000	H&E Equipment Services, Inc., 144A 5.625% 01/09/2025	1,201,437	0.09
USD	4,120,000	Hilton USA Trust, FRN, Series 2016-HHV ' C ', 144A 4.333% 05/11/2038	4,194,742	0.31

USD	4,120,000	Hilton USA Trust, FRN, Series 2016-HHV 'D', 144A 4.333% 05/11/2038	4,074,913	0.30
USD	3,356,000	Hospitality Mortgage Trust, FRN, Series 2017-HIT 'A', 144A 2.094% 08/05/2030	3,360,197	0.25
USD	1,548,000	Hyatt Hotel Portfolio Trust, FRN, Series 2017-HYT2 'E', 144A 3.603% 09/08/2032	1,547,038	0.11
USD	765,000	IHS Markit Ltd., 144A 4% 01/03/2026	767,869	0.06
USD	1,609,944	Impac Secured Assets Trust, FRN, Series 2006-1 '2A1' 1.902% 25/05/2036	1,530,368	0.11
USD	231,023	Impac Secured Assets Trust, FRN, Series 2006-1 '2A2' 1.962% 25/05/2036	226,213	0.02
USD	363,256	IndyMac INDX Mortgage Loan Trust, FRN, Series 2007-FLX3 'A1' 1.569% 25/06/2037	356,083	0.03
USD	593,879	J.P. Morgan Mortgage Trust, FRN, Series 2016-3 '1A3', 144A 3.5% 25/10/2046	602,091	0.04
USD	127,766	J.P. Morgan Mortgage Trust, FRN, Series 2017-1 'A4', 144A 3.5% 25/01/2047	129,610	0.01
USD	6,424,916	J.P. Morgan Mortgage Trust, FRN, Series 2017-2 'A6', 144A 3% 25/05/2047	6,430,341	0.48
USD	1,467,684	J.P. Morgan Mortgage Trust, FRN, Series 2017-3 '1A5', 144A 3.5% 25/08/2047	1,485,227	0.11
USD	2,514,351	J.P. Morgan Mortgage Trust, FRN, Series 2017-4 'A5', 144A 3.5% 25/11/2048	2,544,405	0.19
USD	122,305	J.P. Morgan Trust, FRN, Series 2015-3 'A5', 144A 3.5% 25/05/2045	123,996	0.01
USD	2,813,000	JC Penney Corp., Inc., 144A 5.875% 01/07/2023	2,653,672	0.20
USD	9,900,000	JPMorgan Chase & Co., FRN 2.267% 25/04/2023	10,020,384	0.74
USD	1,340,000	M&T Bank Corp., FRN 5.125% Perpetual	1,423,810	0.11
USD	742,800	Mastr Asset-Backed Securities Trust, FRN, Series 2005-WMC1 'M4' 2.497% 25/03/2035	744,924	0.05
USD	1,032,663	Merrill Lynch Mortgage Investors Trust, FRN, Series 2004-HE2 'A1A' 2.129% 25/08/2035	945,818	0.07
USD	585,000	Microsoft Corp. 3.3% 06/02/2027	603,357	0.04
USD	2,900,000	Microsoft Corp. 4.1% 06/02/2037	3,227,047	0.24

USD	700,000	MidAmerican Energy Co. 3.95% 01/08/2047	747,972	0.05
USD	2,605,000	Mondelez International Holdings Netherlands BV, 144A 1.625% 28/10/2019	2,568,478	0.19
USD	1,500,000	Moody 's Corp., 144A 2.625% 15/01/2023	1,485,413	0.11
USD	310,698	Morgan Stanley ABS Capital I, Inc. Trust, FRN, Series 2003-NC10 ' B3 ' 7.177% 25/10/2033	209,003	0.02
USD	1,875,000	Mosaic Co. (The) 3.25% 15/11/2022	1,861,078	0.14
USD	3,000,000	Multi-Color Corp., 144A 4.875% 01/11/2025	3,018,750	0.22
USD	2,413,181	Nationstar Home Equity Loan Trust, FRN, Series 2007-A ' AV4 ' 1.782% 25/03/2037	2,390,478	0.18
USD	510,000	NetApp, Inc. 2% 27/09/2019	506,315	0.04
USD	1,985,000	Netflix, Inc., 144A 4.875% 15/04/2028	1,947,980	0.14
USD	171,343	New Century Home Equity Loan Trust, FRN, Series 2003-3 ' M5 ' 7.177% 25/07/2033	142,600	0.01
USD	3,021,000	One Market Plaza Trust, Series 2017- 1MKT ' C ', 144A 4.016% 10/02/2032	3,104,878	0.23
USD	2,000,000	One Market Plaza Trust, Series 2017- 1MKT ' D ', 144A 4.146% 10/02/2032	2,015,430	0.15
USD	54,481	OneMain Financial Issuance Trust, Series 2014-2A ' A ', 144A 2.47% 18/09/2024	54,491	-
USD	2,635,000	OneMain Financial Issuance Trust, Series 2015-1A ' A ', 144A 3.19% 18/03/2026	2,648,444	0.20
USD	1,369,339	OneMain Financial Issuance Trust, Series 2015-2A ' A ', 144A 2.57% 18/07/2025	1,368,425	0.10
USD	9,615,000	OneMain Financial Issuance Trust, Series 2016-1A ' A ', 144A 3.66% 20/02/2029	9,767,912	0.72
USD	670,000	Packaging Corp. of America 2.45% 15/12/2020	669,806	0.05
USD	299,000	PNC Bank NA 3.1% 25/10/2027	297,364	0.02
USD	3,501,000	Prudential Financial, Inc., FRN 4.5% 15/09/2047	3,554,443	0.26
USD	1,595,000	Qualitytech LP, 144A 4.75% 15/11/2025	1,618,925	0.12
USD	605,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 5.625% 01/03/2025	666,662	0.05
USD	2,030,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 4.2% 15/03/2028	2,058,288	0.15

USD	1,463,947	Santander Drive Auto Receivables Trust, Series 2013-A 'D', 144A 3.78% 15/10/2019	1,470,999	0.11
USD	1,376,885	Santander Drive Auto Receivables Trust, Series 2014-5 'C' 2.46% 15/06/2020	1,379,228	0.10
USD	2,300,000	SBA Communications Corp., REIT 4.875% 01/09/2024	2,369,966	0.18
USD	5,810,000	SBA Tower Trust, 144A 2.877% 10/07/2046	5,766,425	0.43
USD	1,530,000	Scientific Games International, Inc., 144A 5% 15/10/2025	1,537,650	0.11
USD	2,466,000	Smithfield Foods, Inc., 144A 2.7% 31/01/2020	2,456,765	0.18
USD	173,185	Specialty Underwriting & Residential Finance Trust, FRN, Series 2003-BC4 'A3B' 4.788% 25/11/2034	159,316	0.01
USD	13,205,000	Springleaf Funding Trust, Series 2015- AA 'A', 144A 3.16% 15/11/2024	13,257,223	0.98
USD	1,745,000	Structured Asset Investment Loan Trust, FRN, Series 2005-HE1 'M2' 2.048% 25/07/2035	1,712,306	0.13
USD	4,102,000	SunTrust Banks, Inc., FRN 5.125% Perpetual	4,018,032	0.30
USD	2,680,000	Targa Resources Partners LP, 144A 5% 15/01/2028	2,673,943	0.20
USD	3,000,000	Tenet Healthcare Corp., 144A 5.125% 01/05/2025	2,947,875	0.22
USD	2,035,659	Towd Point Mortgage Trust, FRN, Series 2017-1 'A1', 144A 2.75% 25/10/2056	2,032,262	0.15
USD	2,950,889	Towd Point Mortgage Trust, FRN, Series 2017-2 'A1', 144A 2.75% 25/04/2057	2,952,725	0.22
USD	1,873,456	Towd Point Mortgage Trust, FRN, Series 2017-3 'A1', 144A 2.75% 25/06/2057	1,869,768	0.14
USD	946,260	Towd Point Mortgage Trust, FRN, Series 2017-4 'A1', 144A 2.75% 25/06/2057	945,572	0.07
USD	1,961,136	Towd Point Mortgage Trust, FRN, Series 2017-5 'A1', 144A 2.152% 25/02/2057	1,963,534	0.15
USD	76,790,000	US Treasury Inflation Indexed 0.375% 15/01/2027	77,617,693	5.75
USD	631,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc., 144A 5.5% 01/11/2025	645,008	0.05
USD	840,000	Vantiv LLC, 144A 4.375% 15/11/2025	849,450	0.06
USD	646,000	Verizon Communications, Inc., 144A 3.376% 15/02/2025	647,202	0.05
USD	1,375,000	Vornado Realty LP, REIT 3.5% 15/01/2025	1,371,590	0.10

USD	1,750,000	Wal-Mart Stores, Inc. 3.625% 15/12/2047	1,828,566	0.14
USD	901,989	WaMu Mortgage Trust, FRN, Series 2005-AR11 'A1A' 1.649% 25/08/2045	903,084	0.07
USD	17,500,000	Wells Fargo Bank NA 2.15% 06/12/2019	17,468,150	1.29
USD	1,485,000	Worldwide Plaza Trust, Series 2017- WWP 'A', 144A 3.526% 10/11/2036	1,522,947	0.11
USD	3,000,000	Wynn Las Vegas LLC, 144A 5.25% 15/05/2027	3,046,875	0.23

## その他の規制市場で取引される譲渡可能証券

## および短期金融市場証券の合計

585,740,602

43.41

株式数または元本額	その他の規制市場で取引されていない その他の譲渡可能証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
<b>ノルウェー</b>		<b>22,339,312</b>	<b>1.66</b>
GBP	16,479,000 SpareBank 1 Boligkreditt A/S, Reg. S, FRN 0.793% 14/11/2022	22,339,312	1.66

## その他の規制市場で取引されていない

## その他の譲渡可能証券の合計

22,339,312

1.66

株式数または元本額	オープン・エンド型 投資スキーム	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
<b>ルクセンブルグ</b>		<b>21,791,122</b>	<b>1.62</b>
USD	165,733 Schroder ISF Emerging Market Bond - Class I Acc	21,791,122	1.62
<b>オープン・エンド型 投資スキームの合計</b>		<b>21,791,122</b>	<b>1.62</b>
<b>投資総額</b>		<b>1,279,871,627</b>	<b>94.86</b>
<b>その他の純資産</b>		<b>69,415,157</b>	<b>5.14</b>
<b>純資産総額</b>		<b>1,349,286,784</b>	<b>100.00</b>

## 2017年12月31日現在の財務諸表注記

## 外国為替先渡契約明細表

未決済の外国為替先渡契約は、契約満期日に適用する先物為替相場を参照し、2017年12月29日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の「未実現評価益/(損) 外国為替先渡契約」に記載されている。2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下の未決済の外国為替先渡契約を保有していた。

買い通貨	売り通貨	満期日	未実現評価益/(損)
シェアクラスごとのヘッジ			
CHF	881,400 USD	896,994	2018年1月5日 5,769
EUR	16,424,700 USD	19,835,366	2018年1月5日 (144,936)
EUR	13,765,600 USD	16,470,829	2018年1月11日 37,694
EUR	19,392,400 USD	23,369,510	2018年1月25日 (91,877)

EUR	34,966,300	USD	42,056,948	2018年2月1日	(66,174)
EUR	19,653,400	USD	23,246,279	2018年2月15日	373,524
EUR	22,316,100	USD	26,494,551	2018年2月22日	335,512
EUR	84,207,121	USD	99,866,867	2018年3月15日	1,502,451
EUR	26,788,600	USD	31,431,710	2018年3月22日	831,723
EUR	37,701,100	USD	44,560,811	2018年4月5日	887,762
EUR	17,949,000	USD	21,552,477	2018年4月26日	115,399
EUR	118,813	USD	141,538	2018年5月2日	1,949
EUR	25,519,687	USD	30,370,936	2018年5月9日	462,969
EUR	10,475,400	USD	12,473,184	2018年5月17日	190,372
GBP	77,383,800	USD	102,946,391	2018年1月5日	1,729,413
GBP	115,068,966	USD	153,619,907	2018年1月11日	2,061,807
GBP	99,114,735	USD	133,051,677	2018年1月18日	1,079,371
GBP	29,404,977	USD	39,312,822	2018年1月25日	490,892
GBP	122,949,080	USD	164,858,241	2018年2月1日	1,613,179
SEK	10,960,300	USD	1,305,648	2018年1月25日	31,468
USD	60,700	CHF	59,900	2018年1月5日	(652)
USD	8,920,315	EUR	7,506,400	2018年1月5日	(78,585)
					<b>11,369,030</b>

## ポートフォリオごとのヘッジ

ARS	838,123,600	USD	45,624,584	2018年1月18日	(1,448,479)
AUD	106,227,439	JPY	9,025,344,000	2018年1月18日	2,714,775
AUD	53,629,200	NZD	58,884,218	2018年1月18日	(8,782)
AUD	4,530,000	USD	3,529,109	2018年1月18日	8,622
BRL	228,667,000	USD	69,416,050	2018年2月2日	(620,226)
CAD	57,649,368	AUD	59,281,809	2018年1月18日	(359,196)
CAD	44,767,700	NOK	294,351,691	2018年1月18日	(205,481)
CAD	4,730,000	USD	3,756,969	2018年1月18日	12,082
CZK	3,534,072,200	USD	161,772,050	2018年1月18日	4,213,730
EUR	22,732,800	GBP	20,284,273	2018年1月18日	(175,619)
EUR	34,424,976	SEK	343,103,100	2018年1月18日	(534,419)
EUR	82,336,356	USD	97,904,782	2018年1月18日	882,685
GBP	29,698,871	NZD	58,113,100	2018年1月18日	(1,151,040)
GBP	7,085,303	USD	9,355,223	2018年1月18日	233,252
IDR	1,425,127,549,333	USD	104,573,492	2018年1月18日	687,854
INR	3,824,681,595	USD	58,387,628	2018年1月18日	1,460,810
JPY	33,710,704,391	USD	298,665,816	2018年1月18日	1,055,484
KRW	132,199,836,110	USD	121,017,850	2018年1月18日	2,791,659
MXN	512,955,200	USD	26,904,129	2018年1月18日	(906,169)
MYR	93,453,764	USD	22,127,090	2018年1月18日	951,201
NOK	579,171,502	CAD	89,622,200	2018年1月18日	(820,032)
NOK	559,840,200	GBP	50,021,354	2018年1月18日	544,767
NOK	995,389,816	USD	122,457,519	2018年1月18日	(1,130,738)
NZD	19,371,000	AUD	17,475,926	2018年1月18日	132,796
NZD	58,113,100	GBP	30,616,986	2018年1月18日	(91,437)
NZD	95,290,088	USD	66,022,364	2018年1月18日	1,767,966
RUB	2,377,512,500	USD	39,650,231	2018年1月18日	1,373,811
SEK	564,976,800	EUR	56,729,477	2018年1月18日	828,443
SEK	328,573,389	USD	39,361,726	2018年1月18日	704,169
TRY	103,671,200	USD	26,211,765	2018年1月18日	976,596
USD	176,343,760	AUD	230,924,049	2018年1月18日	(3,997,759)
USD	19,500,083	BRL	64,752,700	2018年2月2日	18,849

USD	99,450,658	CAD	126,828,968	2018年1月18日	(1,611,660)
USD	3,822,344	CZK	82,650,000	2018年1月18日	(59,503)
USD	603,343,870	EUR	516,448,335	2018年1月18日	(16,292,764)
USD	280,747,852	GBP	212,362,969	2018年1月18日	(6,640,975)
USD	53,047,184	IDR	722,997,039,700	2018年1月18日	(354,101)
USD	54,477,299	INR	3,537,430,894	2018年1月18日	(876,254)
USD	111,651,438	JPY	12,436,472,200	2018年1月18日	1,078,975
USD	118,618,067	KRW	132,199,836,110	2018年1月18日	(5,191,442)
USD	619,339	NOK	5,120,000	2018年1月18日	(4,731)
USD	26,590,572	NZD	38,742,000	2018年1月18日	(970,878)
USD	26,751,166	RUB	1,574,866,700	2018年1月18日	(423,202)
USD	74,571,148	TWD	2,241,385,000	2018年1月18日	(1,174,678)
USD	47,959,789	ZAR	672,023,897	2018年1月18日	(6,216,697)
ZAR	672,023,897	USD	47,298,847	2018年1月18日	6,877,640
					<b>(21,950,096)</b>
				<b>USD</b>	<b>(10,581,066)</b>

## 先物契約明細表

先物契約は2017年12月29日に入手可能な直近価格で評価される。すべての未決済先物契約のカウンター・パーティはUBSである。未実現評価益/(損)は、貸借対照表の「未実現評価益/(損) 先物契約」に記載されている。2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下の先物契約を保有していた。

満期日	数量	契約	現地通貨	市場価格	基準通貨	グローバル・エクスポージャー残高	未実現評価益/(損)
2018年3月	29	AUST 10 Year Bond	AUD	129.16	USD	(2,925,073)	18,510
2018年3月	937	Euro-BTP	EUR	136.30	USD	153,088,412	(2,081,273)
2018年3月	972	Euro-Bund	EUR	161.53	USD	(188,202,908)	1,679,350
2018年3月	342	Euro-BUXL 30 Year Bond	EUR	163.78	USD	(67,141,934)	881,613
2018年3月	326	Euro-OAT	EUR	155.16	USD	(60,632,328)	883,147
2018年3月	1	Long Gilt	GBP	125.16	USD	169,291	1,853
2018年3月	474	Long Gilt	GBP	125.16	USD	(80,244,130)	(497,040)
2018年3月	43	US 2 Year Note (CBT)	USD	107.05	USD	9,206,031	(16,797)
2018年3月	162	US 2 Year Note (CBT)	USD	107.05	USD	(34,683,187)	62,172
2018年3月	44	US 5 Year Note (CBT)	USD	116.10	USD	5,108,469	(25,119)
2018年3月	3,637	US 5 Year Note (CBT)	USD	116.10	USD	(422,261,385)	1,189,553
2018年3月	12	US 10 Year Note (CBT)	USD	123.84	USD	1,486,125	(10,500)
2018年3月	1,149	US 10 Year Note (CBT)	USD	123.84	USD	(142,296,469)	1,069,508
2018年3月	2,364	US 10 Year Ultra Note	USD	133.25	USD	(315,003,000)	1,674,777
2018年3月	420	US Long Bond (CBT)	USD	152.47	USD	(64,036,875)	385,125
2018年3月	686	US Ultra Bond (CBT)	USD	166.66	USD	114,326,188	1,096,577
2019年12月	1,364	90 DAY EURO\$	USD	97.66	USD	(333,020,600)	799,232
					<b>USD</b>		<b>7,110,688</b>

## オプション契約

オプション契約は2017年12月29日に入手可能な直近価格で評価され、正味市場価額は、資産については貸借対照表の「オプションおよびスワップオプションの正味時価評価額」に、負債については「オプションおよびス

ワップションの正味時価評価額」に記載されている。

2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下の未決済のオプション契約を保有していた。

コールまたは プット別の額面	契約	カウンター・ パーティ	通貨	支払（受取） プレミアム	市場価値	未実現評価益 /（損）
140,860,000	Foreign Exchange Call, 111.8, 30/01/2018	JPY/USD, J.P. Morgan	USD	2,601,684	1,749,148	(852,536)
(83,070,000)	Foreign Exchange Put, 18.1, 12/01/2018	MXN/USD, Morgan Stanley	USD	(342,498)	(91)	342,407
83,070,000	Foreign Exchange Put, 18.9, 12/01/2018	MXN/USD, Morgan Stanley	USD	1,344,072	20,527	(1,323,545)
83,070,000	Foreign Exchange Put, 19.2, 15/10/2018	MXN/USD, J.P. Morgan	USD	5,790,760	1,524,338	(4,266,422)
(83,070,000)	Foreign Exchange Call, 21, 15/10/2018	MXN/USD, J.P. Morgan	USD	(6,301,640)	(4,282,905)	2,018,735
22,710,000	Foreign Exchange Call, 9.875, 01/02/2018	NOK/EUR, J.P. Morgan	EUR	339,238	244,852	(94,385)
45,410,000	Foreign Exchange Call, 10, 01/02/2018	NOK/EUR, J.P. Morgan	EUR	481,044	254,533	(226,511)
34,060,000	Foreign Exchange Call, 10.1, 01/02/2018	NOK/EUR, Barclays Bank	EUR	248,706	110,218	(138,489)
68,690,000	Foreign Exchange Put, 9.965, 05/02/2018	SEK/EUR, Barclays Bank	EUR	876,334	1,254,858	378,524
69,750,000	Foreign Exchange Put, 0.795, 06/03/2018	USD/AUD, Barclays Bank	AUD	1,391,814	1,368,180	(23,635)
57,360,000	Foreign Exchange Call, 1.179, 10/01/2018	USD/EUR, BNP Paribas	EUR	423,881	924,168	500,287
(57,360,000)	Foreign Exchange Call, 1.2, 10/01/2018	USD/EUR, BNP Paribas	EUR	(83,292)	(157,777)	(74,484)
(57,360,000)	Foreign Exchange Put, 1.158, 10/01/2018	USD/EUR, BNP Paribas	EUR	(83,292)	(513)	82,779
(40,440,000)	Foreign Exchange Call, 15, 12/01/2018	ZAR/USD, Citigroup	USD	(263,264)	(1)	263,263
40,440,000	Foreign Exchange Call, 15, 12/01/2018	ZAR/USD, Standard Chartered Bank	USD	122,978	1	(122,977)
40,440,000	Foreign Exchange Put, 13.25, 12/01/2018	ZAR/USD, Citibank	USD	465,667	2,830,185	2,364,518
(40,440,000)	Foreign Exchange Put, 13.25, 12/01/2018	ZAR/USD, Standard Chartered Bank	USD	(2,002,913)	(2,830,185)	(827,272)
				<b>USD</b>	<b>3,009,536</b>	<b>(1,999,743)</b>

## スワップション

当社はスワップ取引を原資産とするオプション取引（「スワップション」）を利用する場合がある。当社は、この種の取引を専門とする信用格付けの高い金融機関とのみ、当該のスワップション取引を行う。また、スワップションの利用は関連サブファンドの投資目的、方針およびリスク・プロファイルに適合しなければならない。スワップションを利用した契約総額とその他のデリバティブ金融商品を利用した契約総額を合わせた合計額は常に、関連サブファンドの純資産額を超えてはならない。

スワップションは、市場において入手可能な複数ブローカーの提示価格を基にした独立系情報ベンダー1社

の評価方法を利用して、2017年12月29日の入手可能な直近価格で評価されている。正味市場価値は、貸借対照表の「オプションおよびスワップオプションの正味時価評価額」に記載されている。

2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下の未決済のスワップオプションを締結していた。

売/ 買	詳細	カウンター・ パーティ	通貨	プレミアム	額面価額	市場価値	未実現 評価益/ (損)
買	IRS “Pay fixed rate 2.3% Receive floating rate USD LIBOR 3 Months Sep 2028”, Call, 2.3%, 10/09/2018	Citigroup	USD	2,059,686	114,110,000	3,015,609	955,923
買	IRS “Pay fixed rate 2.4% Receive floating rate USD LIBOR 3 Months Sep 2028”, Call, 2.4%, 05/09/2018	Morgan Stanley	USD	4,076,367	227,730,000	4,736,686	660,319
						<b>USD 7,752,295</b>	<b>1,616,242</b>

## インフレーションスワップ

当社は、投資戦略の一部としてインフレーションスワップへの投資を行う。インフレーションスワップは、その实在価値を2017年12月29日時点で入手可能な直近価格で評価される。その評価方法は、当該クロージング期日に将来キャッシュフローの現在価値の決定に影響を与える。これらの評価の結果は、インフレーションスワップに関連する未収/未払い利息と共に、貸借対照表の「未実現評価益/(損) - インフレーションスワップ契約」に記載されている。

2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下のインフレーションスワップを締結していた。

詳細	カウンター・ パーティ	額面価額	通貨	満期日	未実現評価益/ (損)
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.295%	Morgan Stanley	16,176,000	GBP	2020年12月15日	19,446
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.373%	Morgan Stanley	16,176,000	GBP	2020年12月15日	72,915
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.373%	Morgan Stanley	29,480,000	GBP	2020年12月15日	132,883
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.373%	Morgan Stanley	48,528,000	GBP	2020年12月15日	218,743
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.373%	Morgan Stanley	51,160,000	GBP	2020年12月15日	230,607
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.373%	Morgan Stanley	51,400,000	GBP	2020年12月15日	231,689
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.388%	Morgan Stanley	34,800,000	GBP	2020年12月15日	178,266
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.265%	Morgan Stanley	34,460,000	GBP	2021年12月15日	(36,391)
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.266%	Morgan Stanley	34,460,000	GBP	2021年12月15日	(34,403)
Pay floating rate GBP UKRPI 1 Month Receive fixed rate 3.268%	Morgan Stanley	11,760,000	GBP	2021年12月15日	(10,723)

Receive floating rate USD USCPI 1 Month	Morgan	48,010,000	USD	2022年11月27日	104,706
Pay fixed rate 2.033%	Stanley				
Receive floating rate USD USCPI 1 Month	Morgan	87,760,000	USD	2022年11月27日	191,398
Pay fixed rate 2.033%	Stanley				
					USD 1,299,136

## 金利スワップ

当社は、金利の変動に対してヘッジするため、以下の条件で、金利スワップ取引を行う場合がある。

- 金利スワップ取引の契約高は、ヘッジされる関連資産の価値を超えない：そして
- 当該取引の総額が関連資産の価値の変動リスクをカバーするのに必要な水準を超えない。

当契約は、当サブファンド資産の通貨建てか、または類似の変動パターンを持つ可能性の高い通貨建てとしなければならない。かつ、証券取引所で上場しているか、もしくは規制市場で取引されていない。金利スワップは、その実在価値を2017年12月29日の入手可能な直近価格で評価される。この評価方法は、当該クローリング期日に当サブファンドの通貨に換算された各利息および元金のその時点における価値に影響を与える。これらの評価の結果は、2017年12月29日時点の金利スワップに関連する未収／未払い利息と共に、貸借対照表の「未実現評価益／（損） - 金利スワップ契約」に記載されている。

2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下の金利スワップを締結していた。

詳細	カウンター・ パーティ	額面価額	通貨	満期日	未実現評価益/ （損）
Receive fixed rate 0.737%	Morgan	33,590,000	EUR	2026年8月15日	33,792
Pay floating rate EUR EURIBOR 6 Months	Stanley				
Receive fixed rate 0.738%	Morgan	34,145,000	EUR	2026年8月15日	37,509
Pay floating rate EUR EURIBOR 6 Months	Stanley				
Receive fixed rate 1.409%	Morgan	13,245,000	EUR	2042年7月4日	(231,441)
Pay floating rate EUR EURIBOR 6 Months	Stanley				
Receive fixed rate 1.424%	Morgan	13,245,000	EUR	2042年7月4日	(182,689)
Pay floating rate EUR EURIBOR 6 Months	Stanley				
Pay fixed rate 2.319%	Morgan	75,060,000	USD	2027年11月7日	429,456
Receive floating rate USD LIBOR 3 Months	Stanley				
					USD 86,627

## トータル・リターン・スワップ

当社は、トータル・リターン・スワップを利用する場合がある。トータル・リターン・スワップは、当社が実際に資産（「対象資産」）を所有せずに当該資産のキャッシュフロー上の全ての利点を享受することを可能とする双務的な金融契約である。当社は、対象資産のトータル・リターン（クーポン、配当およびキャピタルゲイン／ロス）を受け取る権利と引き換えに期間手数料（固定又は変動額）を支払わなければならない。当該対象資産にはほぼ全ての資産、指数又は当社にとって適格な投資を構成する資産のバスケットが該当する。当社は、投資対象市場へのエクスポージャーを意図して、または、ヘッジ目的でかかる金融商品を利用する場合がある。

当社は、この種の取引を専門とする信用格付けの高い金融機関とのみ、トータル・リターン・スワップ取引を行う。また、トータル・リターン・スワップの利用は、関連サブファンドの投資目的、方針およびリスク・プロファイルに適合しなければならない。トータル・リターン・スワップを利用した契約総額とその他のデリバティブ金融商品を利用した契約総額を合わせた合計額は常に、関連サブファンドの純資産額を超えてはならない。

トータル・リターン・スワップは、2017年9月29日の入手可能な直近価格で評価されている。年度末のトータル・リターン・スワップの未実現損益は、予定される受取（もしくは支払い）利息の価値として表され、関連するスワップ契約の利息から、原資産のトータルリターン価値に基づき支払う（または受領する）予定の成果の価値を減じたもの（または加えたもの）であり、債券の現在公正価値に関連するスワップ取引の契約期間における当該債券のクーポンから成る。未実現評価益 / （損）は、貸借対照表の「未実現評価益 / （損） - トータル・リターン・スワップ契約」に記載されている。

2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下のトータル・リターン・スワップを締結していた。

詳細	カウンター・ パーティ	額面価額	通貨	満期日	未実現評価益/ （損）
Pay Fully Funded	Citigroup	35,000,000	USD	2018年1月8日	(191,168)
Receive US Treasury 0.125% 15/07/2026					
			USD		(191,168)

### クレジット・デフォルト・スワップ

当社は、プロテクションの取得によりポートフォリオにおける一部の発行体の特定の信用リスクをヘッジするために、クレジット・デフォルト・スワップを利用する場合がある。また、当社は、当社の株主の排他的な利益になるならば、原資産を保有せずにクレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを購入する場合がある。

さらに、当社の株主の排他的な利益になる場合、当社はまた、特定のクレジット・エクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを売却する場合がある。

当社は、この種の取引を専門とする信用格付けの高い金融機関とのみ、かつ国際スワップ・デリバティブ協会の定める標準的な条件に従い、クレジット・デフォルト・スワップ取引を行う。また、クレジット・デフォルト・スワップの利用は、関連サブファンドの投資目的、方針およびリスク・プロファイルに適合しなければならない。

クレジット・デフォルト・スワップは、金利およびクローリング期日に市場で取引されるクレジット・スプレッドの現在価値を用い、2017年12月29日時点の实在価値で評価される。これらの評価の結果は、2017年12月29日のクレジット・デフォルト・スワップに関連する受取 / 支払金利と共に、貸借対照表の「未実現評価益 / （損） - クレジット・デフォルト・スワップ契約」に記載されている。

2017年12月31日時点で、当サブファンドは以下のクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結していた。

プロテク ション - 売り/ 買い	詳細	カウンター・ パーティ	通貨	額面価額	支払/ 受取 金利 (%)	満期日	未実現評価益/ （損）
買	Bonds issued by Intesa Sanpaolo SpA	BNP Paribas	EUR	8,520,000	1.00	2021年6月20日	(197,198)
買	Bonds issued by Standard Chartered Bank	Citigroup	EUR	9,960,000	1.00	2020年9月20日	(205,039)
買	Bonds issued by TUI AG	Goldman Sachs	EUR	2,000,000	5.00	2021年12月20日	(388,860)
買	Bonds issued by Wendel SA	Barclays Bank	EUR	1,630,000	5.00	2021年6月20日	(315,456)
買	Bonds issued by Wendel SA	Barclays Bank	EUR	2,530,000	5.00	2021年6月20日	(489,635)
							USD (1,596,188)

# シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ 2017年12月期報告書

## 2017年12月31日現在の貸借対照表

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド・  
ドル・リクイディティ(注1)  
(米ドル)

### 資産

#### 投資

有価証券取得価額	659,169,326
未実現評価益/(損)	(1,339,761)
<b>有価証券評価額</b>	<b>657,829,565</b>

銀行預金	7,113,628
有価証券未収入金	50,004,350
未収追加金	148,961
未収配当金および未収利息	2,599,349

**資産計** **717,695,853**

### 負債

未払運用報酬	59,811
その他未払金	171,372

**負債計** **231,183**

**純資産総額** **717,464,670**

(注1) 評価額は償却原価を表す。

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・  
ファンド・ドル・リクイディティ  
(米ドル)

### 純資産総額

2017年12月31日現在 717,464,670

#### 発行済投資証券口数

2017年12月31日現在	Class A Dis	-
	Class A Dis AUD	-
	Class A Dis AUD Hedged	-
	Class A Dis CHF	-
	Class A Dis CHF Hedged	-
	Class A Dis EUR	-
	Class A Dis EUR Hedged	-
	Class A Dis GBP	-
	Class A Dis GBP Hedged	-
	Class A Dis HKD	-
	Class A Dis NOK Hedged	-

Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class AX Dis AUD Hedged	-
Class AX Dis SGD Hedged	-
Class AX Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class CX Dis	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class IA Dis	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class IZ Dis EUR Hedged	-
Class IZ Dis GBP Hedged	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-

Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	1,173,495
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	41,575
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	859,751
Class B Acc EUR	71,502
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	297,089
Class C Acc AUD	-
Class C Acc AUD Hedged	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	562,912
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-

Class CN Acc	-
Class CN Acc EUR Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	3,051,940
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class IA Acc	-
Class IA Acc GBP Hedged	-
Class IB Acc	-
Class IC Acc	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class IZ Acc GBP Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-

Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	407,684
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

---

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・  
ファンド・ドル・リクイディティ  
(米ドル)

---

**一口当たり純資産価額**

2017年12月31日現在

Class A Dis	-
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class AX Dis AUD Hedged	-
Class AX Dis SGD Hedged	-
Class AX Dis USD Hedged	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-

Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class CX Dis	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class IA Dis	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class IZ Dis EUR Hedged	-
Class IZ Dis GBP Hedged	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	105.7968
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	103.8124
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-

Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	105.1230
Class B Acc EUR	103.8069
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	109.0276
Class C Acc AUD	-
Class C Acc AUD Hedged	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	103.8776
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc NOK	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class CN Acc	-
Class CN Acc EUR Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	112.9082
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-

Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class IA Acc	-
Class IA Acc GBP Hedged	-
Class IB Acc	-
Class IC Acc	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc EUR Hedged	-
Class IZ Acc GBP	-
Class IZ Acc GBP Hedged	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	102.5066
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

各クラスの一割あたり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

## 2017年12月31日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・  
ドル・リクイディティ

株式数または元本額		公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券		評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
<b>オランダ</b>					
USD	10,000,000	Shell International Finance BV 2.125%		9,975,950	1.39
		11/05/2020			
<b>ノルウェー</b>					
USD	14,420,000	Statoil ASA 1.15%	15/05/2018	14,386,473	2.00
<b>アメリカ合衆国</b>					
USD	11,180,000	Bank of America NA 1.75%	05/06/2018	11,172,733	1.56
USD	11,785,000	PepsiCo, Inc. 5%	01/06/2018	11,945,099	1.66
USD	4,379,000	Philip Morris International, Inc.		4,343,924	0.61
		1.375%	25/02/2019		
USD	15,000,000	PNC Bank NA 1.85%	20/07/2018	14,994,525	2.09
USD	20,000,000	PNC Bank NA 1.95%	04/03/2019	19,957,100	2.78
USD	5,000,000	UnitedHealth Group, Inc. 1.7%		4,979,450	0.69
		15/02/2019			
USD	65,000,000	US Treasury 0.75%	31/01/2018	64,969,532	9.06
USD	60,000,000	US Treasury 0.875%	31/05/2018	59,864,063	8.34
USD	25,000,000	US Treasury 1%	15/09/2018	24,879,883	3.47
USD	37,000,000	US Treasury 0.875%	15/10/2018	36,753,574	5.12
USD	65,000,000	US Treasury 0.75%	31/10/2018	64,466,797	8.99
USD	15,000,000	Wachovia Corp. 5.75%	01/02/2018	15,044,625	2.10
<b>公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計</b>				<b>357,733,728</b>	<b>49.86</b>
株式数または元本額		その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券		評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
<b>オーストラリア</b>					
USD	5,000,000	National Australia Bank Ltd., FRN,		5,021,175	0.70
		144A			
		1.956%	22/05/2020		
<b>カナダ</b>					
USD	10,000,000	Bank of Montreal, FRN 2.028%		10,025,600	1.40
		15/06/2020			
USD	25,000,000	Bank of Nova Scotia (The) 1.57%		25,000,000	3.48
		13/08/2018			
USD	5,000,000	Canadian Imperial Bank of Commerce,		5,001,135	0.70
		FRN 1.745%	07/12/2018		
USD	10,000,000	Royal Bank of Canada, FRN 1.8%		10,028,000	1.40
		10/01/2019			
USD	7,400,000	Toronto-Dominion Bank (The), FRN		7,397,003	1.03
		1.515%	24/10/2019		
<b>デンマーク</b>					
USD	25,000,000	Danske Corp. ZCP 20/02/2018		24,943,306	3.48
<b>フランス</b>					
USD	5,830,000	Banque Federative du Credit Mutuel		5,848,831	0.81
		SA,			
		FRN, 144A 1.853%	20/07/2020		
USD	10,000,000	BPCE SA ZCP 01/03/2018		9,972,889	1.39
<b>スイス</b>					
				14,968,800	2.09

USD	15,000,000	Credit Suisse AG ZCP 20/02/2018	14,968,800	2.09
<b>イギリス</b>			<b>19,974,411</b>	<b>2.78</b>
USD	10,000,000	Barclays Bank plc ZCP 03/01/2018	9,998,411	1.39
USD	10,000,000	Barclays Bank plc ZCP 22/02/2018	9,976,000	1.39
<b>アメリカ合衆国</b>			<b>161,914,687</b>	<b>22.57</b>
USD	15,000,000	Apple, Inc. 1.8% 13/11/2019	14,937,000	2.08
USD	10,000,000	BB&T Corp., FRN 2.074% 15/01/2020	10,084,450	1.41
USD	5,000,000	Branch Banking & Trust Co., FRN 1.809% 15/01/2020	5,015,600	0.70
USD	7,200,000	Branch Banking & Trust Co., FRN 1.729% 01/06/2020	7,184,196	1.00
USD	8,000,000	Citibank NA 1.85% 18/09/2019	7,945,400	1.11
USD	8,500,000	Citibank NA, FRN 2.049% 12/06/2020	8,540,800	1.19
USD	4,000,000	Goldman Sachs Group, Inc. (The), FRN 2.363% 13/12/2019	4,030,940	0.56
USD	7,500,000	Honeywell International, Inc., FRN 1.418% 30/10/2019	7,492,050	1.05
USD	20,000,000	J.P. Morgan Securities LLC ZCP 20/02/2018	19,958,111	2.78
USD	10,000,000	John Deere Capital Corp., FRN 1.463% 05/07/2019	9,996,500	1.39
USD	4,580,000	JPMorgan Chase & Co., FRN 2.583% 29/10/2020	4,686,645	0.65
USD	10,000,000	Morgan Stanley, FRN 2.103% 23/07/2019	10,059,300	1.40
USD	10,000,000	Morgan Stanley, FRN 2.213% 14/02/2020	10,038,350	1.40
USD	10,000,000	PepsiCo, Inc., FRN 1.35% 15/10/2018	9,998,200	1.40
USD	10,000,000	US Bank NA 2% 24/01/2020	9,958,900	1.39
USD	7,000,000	US Treasury Bill ZCP 08/02/2018	6,991,320	0.97
USD	15,000,000	Wal-Mart Stores, Inc., FRN 1.309% 09/10/2019	14,996,925	2.09
<b>その他の規制市場で取引される譲渡可能証券 および短期金融市場証券の合計</b>			<b>300,095,837</b>	<b>41.83</b>
<b>投資総額</b>			<b>657,829,565</b>	<b>91.69</b>
<b>その他の純資産</b>			<b>59,635,105</b>	<b>8.31</b>
<b>純資産総額</b>			<b>717,464,670</b>	<b>100.00</b>

**【中間財務諸表】**

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2018年4月21日から2018年10月20日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(1年決算型)Aコース(為替ヘッジなし)】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2018年 4月20日現在)	第5期中間計算期間末 (2018年10月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,327,574	6,891,505
未収入金	3,019	-
流動資産合計	6,330,593	6,891,505
資産合計	6,330,593	6,891,505
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	3,019	-
未払受託者報酬	857	899
未払委託者報酬	40,825	42,092
その他未払費用	3,342	3,452
流動負債合計	48,043	46,443
負債合計	48,043	46,443
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,832,908	6,210,440
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	449,642	634,622
(分配準備積立金)	208,206	196,056
元本等合計	6,282,550	6,845,062
純資産合計	6,282,550	6,845,062
負債純資産合計	6,330,593	6,891,505

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 (自 2017年 4月21日 至 2017年10月20日)	第5期中間計算期間 (自 2018年 4月21日 至 2018年10月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	328,024	204,960
営業収益合計	328,024	204,960
営業費用		
受託者報酬	919	899
委託者報酬	44,486	42,092
その他費用	3,644	3,452
営業費用合計	49,049	46,443
営業利益又は営業損失（ ）	278,975	158,517
経常利益又は経常損失（ ）	278,975	158,517
中間純利益又は中間純損失（ ）	278,975	158,517
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	37,339	4,785
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	402,304	449,642
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,552	58,842
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,552	58,842
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,225	27,594
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	78,225	27,594
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	644,267	634,622

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

	第4期 [2018年 4月20日現在]	第5期中間計算期間末 [2018年10月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,231,279円	5,832,908円
期中追加設定元本額	1,432,405円	735,416円
期中解約元本額	1,830,776円	357,884円
2. 受益権の総数	5,832,908口	6,210,440口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 [2018年 4月20日現在]	第5期中間計算期間末 [2018年10月20日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

	第4期 [2018年 4月20日現在]	第5期中間計算期間末 [2018年10月20日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第4期 [2018年 4月20日現在]	第5期中間計算期間末 [2018年10月20日現在]
1口当たり純資産額	1,0771円	1,1022円
(1万口当たり純資産額)	(10,771円)	(11,022円)

## 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド(1年決算型)Bコース(為替ヘッジあり)】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第4期 (2018年 4月20日現在)	第5期中間計算期間末 (2018年10月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,752,419	7,629,937
流動資産合計	7,752,419	7,629,937
資産合計	7,752,419	7,629,937
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	60,368	95,474
未払受託者報酬	992	997
未払委託者報酬	46,160	48,298
その他未払費用	3,770	3,959
流動負債合計	111,290	148,728
負債合計	111,290	148,728
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,913,553	8,003,609
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	272,424	522,400
(分配準備積立金)	228,857	228,854
元本等合計	7,641,129	7,481,209
純資産合計	7,641,129	7,481,209
負債純資産合計	7,752,419	7,629,937

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第4期中間計算期間 (自 2017年 4月21日 至 2017年10月20日)	第5期中間計算期間 (自 2018年 4月21日 至 2018年10月20日)
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	317,266	224,417
為替差損益	259,545	414,981
営業収益合計	57,721	190,564
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	783	997
委託者報酬	38,853	48,298
その他費用	13,986	3,959
営業費用合計	53,622	53,254
営業利益又は営業損失( )	4,099	243,818
経常利益又は経常損失( )	4,099	243,818
中間純利益又は中間純損失( )	4,099	243,818
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	3,067	5
期首剰余金又は期首欠損金( )	277,472	272,424
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,628	4
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,628	4
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,117	6,167
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,117	6,167
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	269,929	522,400

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第4期 [2018年 4月20日現在]	第5期中間計算期間末 [2018年10月20日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,790,934円	7,913,553円
期中追加設定元本額	1,913,471円	90,165円
期中解約元本額	790,852円	109円
2. 受益権の総数	7,913,553口	8,003,609口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は272,424円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は522,400円あります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第4期 [2018年 4月20日現在]	第5期中間計算期間末 [2018年10月20日現在]

1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

## (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第4期（2018年 4月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	7,265,956	-	7,326,324	60,368
	米ドル	7,265,956	-	7,326,324	60,368
	合計	7,265,956	-	7,326,324	60,368

第5期中間計算期間末（2018年10月20日現在）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	7,186,476	-	7,281,950	95,474
	米ドル	7,186,476	-	7,281,950	95,474
合計		7,186,476	-	7,281,950	95,474

## （注）時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

## （1口当たり情報に関する注記）

	第4期 [2018年 4月20日現在]	第5期中間計算期間末 [2018年10月20日現在]
1口当たり純資産額	0.9656円	0.9347円
(1万口当たり純資産額)	(9,656円)	(9,347円)

当ファンドは「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （参考）

シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

## 貸借対照表

（単位：円）

	(2018年 4月20日現在)	(2018年10月19日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	515,456	-
コール・ローン	-	500,658
投資証券	17,757,484	18,249,167
流動資産合計	18,272,940	18,749,825
資産合計	18,272,940	18,749,825
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	3,019	-
未払利息	-	1
その他未払費用	10	-
流動負債合計	3,029	1
負債合計	3,029	1
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	16,015,956	15,950,879
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,253,955	2,798,945
元本等合計	18,269,911	18,749,824
純資産合計	18,269,911	18,749,824
負債純資産合計	18,272,940	18,749,825

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2018年 4月20日現在]	[2018年10月19日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	15,159,843円	16,015,956円
期中追加設定元本額	3,801,481円	821,212円
期中解約元本額	2,945,368円	886,289円
元本の内訳		
ファンド名		
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）	1,513,089円	1,504,946円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）	2,159,574円	2,092,515円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）	5,547,098円	5,862,616円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）	6,796,195円	6,490,802円
計	16,015,956円	15,950,879円
2. 受益権の総数	16,015,956口	15,950,879口

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

	[2018年 4月20日現在]	[2018年10月19日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報に関する注記）

	[2018年 4月20日現在]	[2018年10月19日現在]
1口当たり純資産額	1.1407円	1.1755円
(1万口当たり純資産額)	(11,407円)	(11,755円)

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年10月31日現在です。

### 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	6,880,084円
負債総額	2,406円
純資産総額（ - ）	6,877,678円
発行済口数	6,240,041口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1022円

### 【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	7,579,332円
負債総額	162,447円
純資産総額（ - ）	7,416,885円
発行済口数	8,003,609口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9267円

（参考）

### シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	18,685,492円
負債総額	2円
純資産総額（ - ）	18,685,490円
発行済口数	15,888,448口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1760円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとしします。

## (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

## (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、
- ・ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとし、

## (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

## (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2018年10月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構（2018年10月末現在）

###### 経営体制

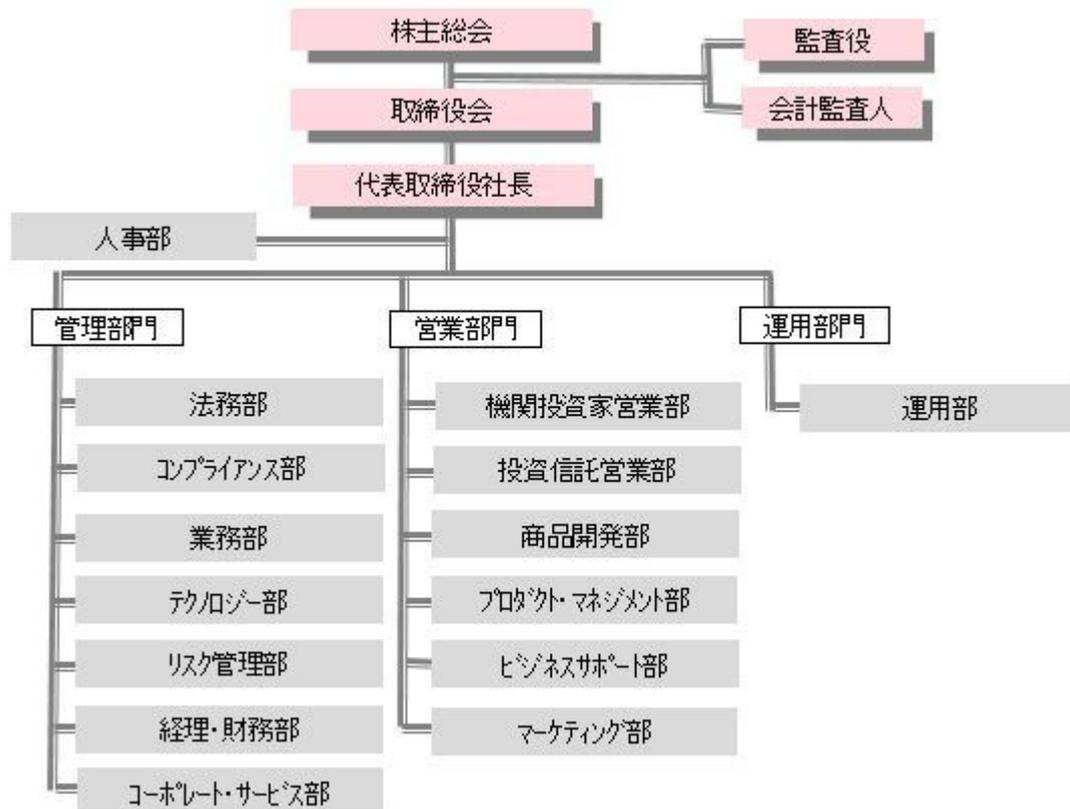
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されま  
す。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有  
する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、  
取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専  
務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定め  
られた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発し  
なければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集  
手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集  
し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合に  
は、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決  
議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによる企業リサーチ、マーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議等の運用会議を経て決定されます。
Do (実行)	各運用チームのファンドマネジャーは、運用会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	プロダクトマネジャーは月次で Schroder Investment Risk Exception Notification[SIREN]システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認、サインオフを行います。SIRENシステムは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー(株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催)で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

2018年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	60	718,749,629,687

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、第28期事業年度の中間会計期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成28年12月31日)	第27期 (平成29年12月31日)
<b>資 産 の 部</b>		
<b>流 動 資 産</b>		
預金	2,247,081	2,193,310
立替金	498	127
前払費用	57,386	58,096
貸付金	2,000,000	1,500,000
未収入金	365,739	347,462
未収委託者報酬	710,009	778,980
未収運用受託報酬	1,217,426	1,658,805
1年内受取予定の長期差入保証金	200	285
繰延税金資産	627,082	684,263
<b>流動資産合計</b>	<b>7,225,424</b>	<b>7,221,329</b>
<b>固 定 資 産</b>		
<b>有 形 固 定 資 産</b>		
建物附属設備(純額)	*1 30,705	25,387
器具備品(純額)	*1 80,233	66,323
<b>有形固定資産合計</b>	<b>110,938</b>	<b>91,710</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	33,407	19,574
<b>無形固定資産合計</b>	<b>37,107</b>	<b>23,274</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,872	8,663
長期差入保証金	239,464	244,149
その他投資	950	950
貸倒引当金	950	950
繰延税金資産	427,991	473,069
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>673,328</b>	<b>725,882</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>821,374</b>	<b>840,867</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,046,799</b>	<b>8,062,197</b>

(単位：千円)

	第26期 (平成28年12月31日)	第27期 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	50,819	60,367
未払金		
未払収益分配金	75	75
未払償還金	14,012	14,012
未払手数料	196,199	217,434
その他未払金	*2 1,895,483	2,127,560
未払費用	62,749	58,330
未払法人税等	323,451	565,383
未払消費税等	61,789	139,883
<b>流動負債合計</b>	<b>2,604,580</b>	<b>3,183,047</b>
<b>固定負債</b>		
長期未払金	*2 599,548	786,157
長期未払費用	4,427	8,450
退職給付引当金	859,177	868,018
役員退職慰労引当金	37,066	21,104
資産除去債務	88,869	90,113
<b>固定負債合計</b>	<b>1,589,090</b>	<b>1,773,845</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,193,671</b>	<b>4,956,893</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,862,893	2,115,315
利益剰余金合計	2,862,893	2,115,315
<b>株主資本合計</b>	<b>3,852,893</b>	<b>3,105,315</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>234</b>	<b>11</b>
評価・換算差額等合計	234	11
<b>純資産合計</b>	<b>3,853,128</b>	<b>3,105,303</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>8,046,799</b>	<b>8,062,197</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第27期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	2,622,715	3,010,303
運用受託報酬	4,310,848	5,622,359

その他営業収益	3,540,406	3,145,778
営業収益計	10,473,971	11,778,442
営業費用		
支払手数料	882,417	910,569
広告宣伝費	94,748	94,310
公告費	780	780
調査費		
調査費	195,993	179,751
委託調査費	1,352,260	2,081,724
図書費	2,454	1,499
事務委託費	316,583	323,578
営業雑経費		
通信費	27,662	26,892
印刷費	10,574	11,129
協会費	9,278	10,474
諸会費	3,905	3,638
営業費用計	*1 2,896,659	3,644,349
一般管理費		
給料		
役員報酬	439,537	443,075
給料・手当	1,402,374	1,513,479
賞与	1,207,233	1,360,736
交際費	6,470	8,863
旅費交通費	67,689	54,711
租税公課	37,069	70,549
不動産賃借料	247,157	241,471
退職給付費用	116,557	125,013
役員退職慰労引当金繰入	6,014	13,978
法定福利費	175,541	201,661
固定資産減価償却費	57,124	52,975
諸経費	1,500,298	1,521,184
一般管理費計	*1 5,263,069	5,607,700
営業利益（ 営業損失）	2,314,242	2,526,392
営業外収益		
受取利息	572	744
受取配当金	26	13
有価証券売却益	-	171
為替差益	4,550	-
雑益	31,754	2,172
営業外収益計	36,904	3,102
営業外費用		
有価証券売却損	137	-
為替差損	-	21,905
事務処理損失	-	96
雑損失	674	192
営業外費用計	812	22,193
経常利益（ 経常損失）	2,350,334	2,507,302
特別損失		
固定資産除却損	1,992	0
特別損失計	1,992	0

税引前当期純利益		
（ 税引前当期純損失）	2,348,342	2,507,302
法人税、住民税及び事業税	837,854	907,138
法人税等調整額	158,643	102,258
法人税等合計	679,211	804,880
当期純利益（ 当期純損失）	1,669,130	1,702,421

### （ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第26期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計			
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911	
当期変動額							
剰余金の配当			-	-		-	
当期純利益			1,669,130	1,669,130		1,669,130	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					85	85	
当期変動額合計	-	-	1,669,130	1,669,130	85	1,669,216	
当期末残高	490,000	500,000	2,862,893	3,852,893	234	3,853,128	

第27期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計			
		資本 準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	490,000	500,000	2,862,893	3,852,893	234	3,853,128	
当期変動額							
剰余金の配当			2,450,000	2,450,000		2,450,000	
当期純利益			1,702,421	1,702,421		1,702,421	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					246	246	
当期変動額合計	-	-	747,578	747,578	246	747,824	
当期末残高	490,000	500,000	2,115,315	3,105,315	11	3,105,303	

#### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）に よっております。
--------------------	---

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第26期 平成28年12月31日現在	第27期 平成29年12月31日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 144,495千円 器具備品 165,532千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 153,534千円 器具備品 164,688千円
*2 関係会社項目 その他未払金 229,880千円 長期未払金 240,530千円	*2 関係会社項目 その他未払金 272,607千円 長期未払金 273,833千円

## （損益計算書関係）

第26期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第27期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
-	*1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 営業費用 1,553,322千円 一般管理費 303,613千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第26期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度 期首株式数	第26期事業年度 増加株式数	第26期事業年度 減少株式数	第26期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 第27期(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第27期事業年度 期首株式数	第27期事業年度 増加株式数	第27期事業年度 減少株式数	第27期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年 3月29日 株主総会	普通株式	1,960,000	200,000	平成28年 12月31日	平成29年 3月31日
平成29年 9月19日 取締役会	普通株式	490,000	50,000	平成29年 6月30日	平成29年 9月29日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第26期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第27期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	1,493千円	1年内	5,005千円
1年超	- 千円	1年超	6,256千円
合計	1,493千円	合計	11,261千円

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第26期</p> <p style="text-align: center;">自 平成28年 1月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成28年12月31日</p>	<p style="text-align: center;">第27期</p> <p style="text-align: center;">自 平成29年 1月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成29年12月31日</p>
<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。</p> <p>貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p>預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>貸付金は海外の関連会社に対するものであり、概ね3ヵ月程度と短期であり、期限前でも必要に応じて一部または全ての返済を要求できるという契約のため、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p>外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありません。</p> <p>貸付金、営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金、未収運用受託報酬、その他未払金および長期未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

<p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金または関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金はキャッシュフロー分析に基づき、関連会社への要求払い条件付き短期貸付で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>
---	---

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第26期（平成28年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,247,081	2,247,081	-
(2) 貸付金	2,000,000	2,000,000	-
(3) 未収入金	365,739	365,739	-
(4) 未収委託者報酬	710,009	710,009	-
(5) 未収運用受託報酬	1,217,426	1,217,426	-
資産計	6,540,256	6,540,256	-
(1) 未払手数料	196,199	196,199	-
(2) その他未払金	1,895,483	1,895,483	-
(3) 長期未払金	599,548	601,747	2,198
負債計	2,691,231	2,693,430	2,198

第27期（平成29年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,193,310	2,193,310	-
(2) 貸付金	1,500,000	1,500,000	-
(3) 未収入金	347,462	347,462	-
(4) 未収委託者報酬	778,980	778,980	-
(5) 未収運用受託報酬	1,658,805	1,658,805	-
資産計	6,478,557	6,478,557	-
(1) 未払手数料	217,434	217,434	-
(2) その他未払金	2,127,560	2,127,560	-
(3) 長期未払金	786,157	788,042	1,884
負債計	3,131,153	3,133,038	1,884

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第26期 平成28年12月31日現在	第27期 平成29年12月31日現在
<p>資産</p> <p>(1) 預金</p> <p>預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>資産</p> <p>(1) 預金</p> <p>同左</p>

(2) 貸付金 貸付金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 貸付金 同左
(3) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収入金 同左
(4) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収委託者報酬 同左
(5) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(5) 未収運用受託報酬 同左
<b>負債</b>	<b>負債</b>
(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 未払手数料 同左
(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) その他未払金 同左
(3) 長期未払金 長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。	(3) 長期未払金 同左

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	2,247,081	-
貸付金	2,000,000	-
未収入金	365,739	-
未収委託者報酬	710,009	-
未収運用受託報酬	1,217,426	-
合計	6,540,256	-

第27期（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	2,193,310	-
貸付金	1,500,000	-
未収入金	347,462	-
未収委託者報酬	778,980	-

未収運用受託報酬	1,658,805	-
合計	6,478,557	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第26期（平成28年12月31日現在）

該当事項はありません。

第27期（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

第26期（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,937	3,568	369
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,934	2,070	135
合計	5,872	5,638	234

第27期（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	4,782	4,615	167
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,880	4,060	179
合計	8,663	8,675	11

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第26期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第27期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

（退職給付関係）

第26期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第27期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日																
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>796,438千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>116,557千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>53,818千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>859,177千円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	796,438千円	退職給付費用	116,557千円	退職給付の支払額	53,818千円	期末における退職給付引当金	<u>859,177千円</u>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>859,177千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>125,013千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>116,172千円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td><u>868,018千円</u></td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	859,177千円	退職給付費用	125,013千円	退職給付の支払額	116,172千円	期末における退職給付引当金	<u>868,018千円</u>
期首における退職給付引当金	796,438千円																
退職給付費用	116,557千円																
退職給付の支払額	53,818千円																
期末における退職給付引当金	<u>859,177千円</u>																
期首における退職給付引当金	859,177千円																
退職給付費用	125,013千円																
退職給付の支払額	116,172千円																
期末における退職給付引当金	<u>868,018千円</u>																

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表	(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表
積立型制度の退職給付債務	積立型制度の退職給付債務
年金資産	年金資産
非積立型制度の退職給付債務	非積立型制度の退職給付債務
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
退職給付引当金	退職給付引当金
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	貸借対照表に計上された負債と資産の純額
(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用	(3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用
116,557千円	125,013千円

## (税効果会計関係)

第26期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第27期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産
千円	千円
未払費用否認	未払費用否認
退職給付引当金損金	退職給付引当金損金
算入限度超過額	算入限度超過額
役員退職慰労引当金否認	役員退職慰労引当金否認
資産除去債務	資産除去債務
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。
(調整)	
役員賞与等永久に損金	
算入されない項目	
評価性引当額	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	
過年度法人税等	
法人税額の特別控除額	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	

<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月18日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成29年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から、解消が見込まれる期間が平成29年1月1日から平成30年12月31日までのものは30.86%、平成31年1月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は52,815千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。</p>	-
--	---

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第26期		第27期	
	自 平成28年 1月 1日	至 平成28年12月31日	自 平成29年 1月 1日	至 平成29年12月31日
期首残高		87,642千円		88,869千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		- 千円		- 千円
その他増減額（ は減少）		1,226千円		1,244千円
期末残高		88,869千円		90,113千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第26期（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,622,715	4,310,848	2,586,536	953,870	10,473,971

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
7,916,799	2,557,171	10,473,971

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第27期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

## 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	3,010,303	5,622,359	2,370,990	774,788	11,778,442

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
8,168,481	3,609,960	11,778,442

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	1,290,189	投資顧問業

（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

&lt; 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

&lt; 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

## &lt; 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引）

第26期（自平成28年1月1日至平成28年12月31日）

## 1 関連当事者との取引

## （1）親会社

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5百万ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費（役員および従業員の賞与の負担金）（注1）	185,595	その他未払金 長期未払金	229,880 240,530

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

## （2）兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社 （注2）	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6百万ポンド	資金管理業	-	余資の貸付等	受取利息 資金の貸付（注6）	49 2,000,000	貸付金 未収入金	2,000,000 49
親会社の 子会社 （注3）	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注7） サービス提供業務報酬の受取（注8） 情報提供業務報酬の受取（注9）	51,382 454,812 205,442	未収運用受託報酬 未収入金	5,278 104,244

							役務提供業務 の対価の受取 （注9）	289,764		
							運用再委託報 酬の支払 （注7）	678,268	未払金(そ の他未払 金)	162,975
							一般管理費(諸 経費)の支払 （注9）	280,589		
							一般管理費 （出向者人件 費の負担金） （注10）	146,277		
兄弟会社 （注4）	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント・ （シンガポー ル）・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	-	運用受託契 約の再委 任、業務委 託等	運用受託報酬 の受取（注7）	6,009	未収運用 受託報酬	955
							サービス提供 業務報酬の受 取（注8）	293,578	未収入金	53,064
							役務提供業務 の対価の受取 （注9）	91,910		
							運用再委託報 酬の支払 （注7）	8,183	未払金(そ の他未払 金)	100,434
							一般管理費(諸 経費)の支払 （注9）	762,719		
兄弟会社 の子会社 （注5）	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント （ルクセンブル ク）・エス・エー	ルクセンブル ク	12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取（注7）	1,394,780	未収運用 受託報酬	117,120
							サービス提供 業務報酬の受 取（注8）	1,184,231	未収入金	133,645
							役務提供業務 の対価の受取 （注9）	260,098		
							運用再委託報 酬の支払 （注7）	515,281	未払金(そ の他未払 金)	63,385

- (注2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注3) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注4) 当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネジメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注5) 当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)・エス・エーの議決権の100%を保有しております。
- (注6) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。
- (注7) 各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注8) 各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、当初募金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注9) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注10) シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第27期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）

### 1 関連当事者との取引

#### (1) 親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	イギリス、ロンドン市	425.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	2,450,000	-	-
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5 百万 ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費（役員および従業員の賞与の負担金） (注1)	211,344	未払金(その他未払金) 長期未払金	272,607 273,833

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する

債務として処理しております。

## (2) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド	イギリス、ロンドン市	61.6 百万 ポンド	資金 管理業	-	余資の貸付等	資金の回収 (注6)  資金の貸付 (注6)  受取利息	2,000,000  1,500,000  743	貸付金  未収入金	1,500,000  430
兄弟会社 (注3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	155.0 百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注7)  サービス提供業務報酬の受取(注8)  情報提供業務報酬の受取(注9)  役務提供業務の対価の受取(注9)  運用再委託報酬の支払(注7)  一般管理費(諸経費)の支払(注9)  一般管理費(出向者人件費の負担金)(注10)	73,746  357,857  184,722  162,262  1,535,545  291,509  11,265	未収運用受託報酬  未収入金	7,509  86,531  208,546
兄弟会社 (注4)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・	シンガポール	50.7 百万 シンガ	投資 運用業	-	運用受託契約の再委任、業務委	運用受託報酬の受取(注7)	38,905	未収運用受託報酬	4,886

	(シンガポール)・リミテッド		ポールド ル			託等	サービス提供 業務報酬の受 取（注8）	247,097	未収入金	33,118
							役務提供業務 の対価の受取 （注9）	76,606		
							運用再委託報 酬の支払 （注7）	15,881	未払金(そ の他未払 金)	106,706
							一般管理費(諸 経費)の支払 （注9）	803,598		
兄弟会社 の子会社 （注5）	シュローダー・イ ンベストメント・ マネージメント （ルクセンブル ク）・エス・エー	ルクセンブル ク	12.8 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取（注7）	1,787,223	未収運用 受託報酬	200,598
							サービス提供 業務報酬の受 取（注8）	1,177,053	未収入金	146,002
							役務提供業務 の対価の受取 （注9）	204,406		
							運用再委託報 酬の支払 （注7）	281,723	未払金(そ の他未払 金)	10,797

（注2）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッド、及び、その直接の子会社であるシュローダー・フィナンシャル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・フィナンシャル・サービスズ・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注3）当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注4）当社の親会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドが、シュローダー・インベストメント・マネージメント・（シンガポール）・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注5）当社の兄弟会社であるシュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィーが、シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）・エス・エーの議決権の100%を保有しております。

（注6）資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は概ね3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

（注7）各社間の運用受託報酬の收受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注8）各社間のサービス提供業務の報酬の收受については、各ファンドの契約毎に、グループ会社間の契約に基づき、一定の比率により決定しております。

（注9）情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の收受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

（注10）シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・イン

ベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

シュローダー・ピーエルシー（最終親会社、ロンドン証券取引所に上場）

シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド（親会社、非上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

第26期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第27期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
1株当たり純資産額	393,176円33銭	1株当たり純資産額	316,867円73銭
1株当たり当期純利益	170,319円44銭	1株当たり当期純利益	173,716円53銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	1,669,130千円	損益計算書上の当期純利益	1,702,421千円
普通株式に係る当期純利益	1,669,130千円	普通株式に係る当期純利益	1,702,421千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第28期 中間会計期間末 平成30年6月30日	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	1,704,191
立替金	31
前払費用	49,479
貸付金	2,000,000
未収入金	236,818
未収委託者報酬	746,888
未収運用受託報酬	1,304,401
繰延税金資産	581,044
流動資産合計	6,622,855
固 定 資 産	

有形固定資産		
建物附属設備(純額)	*1	21,924
器具備品(純額)	*1	60,125
有形固定資産合計		82,049
無形固定資産		14,380
投資その他の資産		
投資有価証券		7,864
長期差入保証金		244,149
その他投資		950
貸倒引当金		950
繰延税金資産		407,543
投資その他の資産合計		659,557
固定資産合計		755,987
資産合計		7,378,843

(単位：千円)

第28期 中間会計期間末

平成30年6月30日

## 負債の部

## 流動負債

預り金		58,609
未払金		1,473,524
未払費用		41,836
未払法人税等		374,305
未払消費税等	*2	105,893
賞与引当金		653,910
役員賞与引当金		130,638
流動負債合計		2,838,716

## 固定負債

長期未払金		444,605
長期未払費用		7,408
退職給付引当金		889,084
役員退職慰労引当金		18,963
資産除去債務		90,744
固定負債合計		1,450,805

## 負債合計

4,289,522

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金合計		500,000

## 利益剰余金

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		2,099,576
利益剰余金合計		2,099,576

## 株主資本合計

3,089,576

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		255
評価・換算差額等合計		255

純資産合計	3,089,321
負債純資産合計	7,378,843

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第28期 中間会計期間	
自 平成30年1月 1日	
至 平成30年6月30日	
営業収益	
委託者報酬	1,597,872
運用受託報酬	3,562,475
その他営業収益	1,391,082
営業収益計	6,551,430
営業費用及び一般管理費	*3 5,084,417
営業利益	1,467,012
営業外収益	*1 26,123
営業外費用	*2 288
経常利益	1,492,848
税引前中間純利益	1,492,848
法人税、住民税及び事業税	359,842
法人税等調整額	168,744
法人税等合計	528,586
中間純利益	964,261

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第28期 中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	2,115,315	3,105,315	11	3,105,303
当中間期変動額						
剰余金の配当			980,000	980,000		980,000
中間純利益			964,261	964,261		964,261
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					243	243
当中間期変動額合計	-	-	15,738	15,738	243	15,982
当中間期末残高	490,000	500,000	2,099,576	3,089,576	255	3,089,321

## 重要な会計方針

項 目	第28期中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
-----	--

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p> <p>4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
---	---

## 注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

項目	第28期中間会計期間末 平成30年6月30日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 158,141千円 器具備品 174,481千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

項目	第28期中間会計期間 自平成30年1月1日 至平成30年6月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 349千円 受取配当金 6千円 時効償還金 6,237千円 為替差益 7,602千円 雑益 11,926千円
*2. 営業外費用の主要項目	有価証券売却損 57千円 雑損失 231千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 15,030千円 無形固定資産 8,893千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第28期中間会計期間（自平成30年1月1日 至平成30年6月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第28期事業年度 期首株式数	第28期中間会計 期間増加株式数	第28期中間会計 期間減少株式数	第28期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年3月28日 定時株主総会	普通株式	980,000	100,000	平成29年12月31日	平成30年3月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第28期中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	5,005千円
1年超	3,753千円
合計	8,759千円

## (金融商品関係)

第28期中間会計期間末(平成30年6月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,704,191千円	1,704,191千円	-
(2) 貸付金	2,000,000千円	2,000,000千円	-
(3) 未収入金	236,818千円	236,818千円	-
(4) 未収委託者報酬	746,888千円	746,888千円	-
(5) 未収運用受託報酬	1,304,401千円	1,304,401千円	-
資産計	5,992,300千円	5,992,300千円	-
(1) 未払金	1,473,524千円	1,473,524千円	-
(2) 長期未払金	444,605千円	445,404千円	798千円
負債計	1,918,129千円	1,918,928千円	798千円

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

## (1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 貸付金

貸付金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## （２）長期未払金

長期未払金の時価の算定は、合理的に見積りした支払予定時期に基づき、日本国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

### （有価証券関係）

その他有価証券

第28期中間会計期間末（平成30年6月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	2,156千円	2,060千円	96千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	5,707千円	6,060千円	352千円
合計	7,864千円	8,120千円	255千円

### （資産除去債務関係）

第28期中間会計期間末（平成30年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	90,113千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
その他増減額（は減少）	630千円
当中間会計期間末残高	90,744千円

### （セグメント情報等）

#### <セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

#### <関連情報>

第28期中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

#### 1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,597,872	3,562,475	1,269,125	121,957	6,551,430

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
4,715,395	1,836,035	6,551,430

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	1,142,651	投資顧問業

（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

### < 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

第28期中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日 ）

該当事項はありません。

### < 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

第28期中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日 ）

該当事項はありません。

### < 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

第28期中間会計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日 ）

該当事項はありません。

## （1 株当たり情報）

	第28期中間会計期間 自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日
1 株当たり純資産額	315,236円87銭
1 株当たり中間純利益	98,394円00銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	964,261千円
普通株式に係る中間純利益	964,261千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等

(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(2018年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

### (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

### 3【資本関係】

- (1) 受託会社  
該当事項はありません。
- (2) 販売会社  
該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙等に、以下を記載することがあります。
  - 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
  - ファンドの基本的性格など
  - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや愛称、図案など
  - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
  - 目論見書の使用開始日
  - グループ会社全体の運用総額
  - シュローダー・グループのご紹介
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
  - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
  - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
  - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
  - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
  - 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
  - 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
  - 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
  - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (8) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
  - ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
  - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
  - 分配金は、投資信託の純資産から支払われるので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がる旨。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合がある旨。投

資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある旨の記載。

( 9 ) 交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

当初元本額についての記載。

基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。

所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年3月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会御中

### PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 太 田 英 男  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月6日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の平成29年4月21日から平成30年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の平成30年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



独立監査人の監査報告書

平成30年6月6日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の平成29年4月21日から平成30年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の平成30年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成30年9月18日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年12月5日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の2018年4月21日から2018年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の2018年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年4月21日から2018年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。



独立監査人の中間監査報告書

2018年12月5日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の2018年4月21日から2018年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の2018年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年4月21日から2018年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

